

平成22年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成22年6月11日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 太田 健一  | 2 番 野並 享子  |
| 3 番 小菅 六雄  | 4 番 高橋 繁夫  |
| 5 番 内田 聡史  | 6 番 奥村 治男  |
| 7 番 矢野 隆行  | 8 番 梶山 幾世  |
| 9 番 井狩 辰也  | 10 番 市木 一郎 |
| 11 番 坂口 哲哉 | 12 番 田中 良隆 |
| 13 番 中島 一雄 | 14 番 丸山 敬二 |
| 15 番 西本 俊吉 | 16 番 三和 郁子 |
| 17 番 鈴木 市朗 | 18 番 田中 孝嗣 |
| 19 番 立入三千男 | 20 番 河野 司  |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|          |       |        |        |
|----------|-------|--------|--------|
| 市長       | 山仲 善彰 | 教育長    | 南出 儀一郎 |
| 政策調整部長   | 南 喜代志 | 総務部長   | 岡野 勉   |
| 市民部長     | 高田 一巳 | 健康福祉部長 | 新庄 敏雅  |
| 都市建設部長   | 橋 俊明  | 環境経済部長 | 山本 利夫  |
| 環境経済部政策監 | 竹内 睦夫 | 教育部長   | 東郷 達雄  |
| 政策調整部次長  | 中島 宗七 | 総務部次長  | 井狩 重則  |
| 監査委員事務局長 | 市田 新一 | 広報秘書課長 | 寺田 実好  |
| 企画財政課長   | 立入 孝次 | 総務課長   | 遠藤 伊久也 |

出席した事務局職員の氏名

|      |        |       |       |
|------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 田中 正二  | 事務局次長 | 佐敷 政紀 |
| 書記   | 吉川 加代子 | 書記    | 中原 正隆 |

## 議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長（鈴木市朗君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（鈴木市朗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付しました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長（鈴木市朗君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第10番、市木一郎君、第11番、坂口哲哉君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（鈴木市朗君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問の一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう、希望いたします。

それでは、通告第8号、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） おはようございます。2つの質問をいたします。

まず第1点目、子供の医療費無料化について質問いたします。野洲市では、県内に先駆けて中学校卒業まで入院の医療費無料化を実施し喜ばれています。本来は国の制度として子どもの医療費無料化を早期に実施していただくことではありますが、近年全国的に子育て

支援の観点から、いつでも、どこでもお金の心配なく安心して医療が受けられるように子供の医療費無料化の拡大が広がっています。市長もご承知のように、滋賀県内においても来年1月から大津市が小学校3年生まで拡大します。入院は1,000円、通院は500円の自己負担はありますが、県内で通院の補助を小学生にまで拡大するのは初めてであります。どの自治体も財政的に大変な中、国の制度を待つのでなく、地方自治体として拡大をされています。

野洲市でも今回2,800名余りの署名が添えられ請願が出されました。多くの方々から中学校卒業まで医療費の無料化を願っておられます。署名活動の中で、市民から小学校に上がれば3割負担になり、子どもも3人もいれば医療費が大変。給料日前、病院に行くのをやめたという声も聞きました。

昨年10月から中学校卒業まで無料化を拡大された群馬県の少子化対策推進県民会議副会長を務める群馬大学医学部の佐藤教授は、将来を担う子どもたちは群馬の宝。県では医療費無料化を未来への投資と考え、これからも安心して生活できる群馬づくりに取り組んでいきますとコメントされています。

滋賀県でも、このような観点から無料化の拡大を図っていただきたいし、国や県の制度待ちでなく、野洲市として将来を担う子どもは野洲の宝という観点で、中学校卒業まで無料化を拡大することについて市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の子どもの医療費無料化についてのご質問にお答えをいたします。

私も子どもの医療費が過度に家計とか、あるいは生活に負担がかかってはだめだと思っておりますので、無料かどうかというよりは、その負担を最小限に抑えて無理をしないで安心して早期に医療サービスを受けていただける制度というのは重要だと考えています。

ただし、無料というのは、昨日も野並議員、ごみ袋のところで人間の行動というのはちょっとでも得しようと思って買いためをされると。私は1年半あれば十分かと思ったのですけれども、いやいや、ちょっとでも安くしようと思って買いためされる。それで、買いためたのをどう引き取るんかというご議論されたように、無料というのはサービスの過度な浪費につながります。

ただ、そのために、医療費があるがために病院へ行かない、我慢する、これは困りますし、行ったために生活が立ち行かなくなるということも困ります。私としましては、その

あたりきちっと動向を見極めながら、負担が高まらない制度と。ですから、一定のご負担いただくような形で、今の財源の組み合わせの中で展望が開ければというふうに考えております。

それと、最近環境問題に国際的に言われていますが、やはり価格信号、適正に本来の価格を消費者なり、あるいは利用者なり、あるいは主権者に渡すということが重要でして、医療というのは膨大な経費がかかっています。それを無料というサービスで膨大に浪費していただくというのは決してふさわしくないので、価格設定の問題も合わせて市民にとって、特に若い世代にとって医療がきちっと受けられるようにしたい。

それと今回、1万3,000円ではありますけれども、子ども手当が出されています。その動向も見きわめないといけませんので、市の財政というよりは、さっき申し上げたように、子どもたちの健康と健やかな育ちのための医療サービスのあり方について、前向きに検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 野洲市では、これまでいろいろと子育て支援に力を入れてきていただいていたというのはよくわかっておりまして、中学校の給食や幼稚園の3年制、学童保育の構成とか6年生まで対象というのも、これも県下の中、また全国的にも高い評価をいただけるのではないかと思うんです。

そういう中で、今おっしゃった無料というのはということをおっしゃっておられますので、群馬県で無料にされているところでいろいろと今さっき言いました部分と、さらにこのお医者さんがコメントをされているんですけども、私は中学生までは義務教育と同様にすべての子どもが医療を等しく受けられることが望ましいと思っていました。この群馬県では無料にされたわけですが、学校では毎年定期健診があります。そこで異常を発見したとき、医療費が無料であれば、だれでもすぐに治療を開始することができる。そのことが生涯にわたる健康の基礎となるということでおっしゃっておられます。

これに関しまして、野洲市として小学校、中学校で健診をされていると思います。その健診をされて要健診になった方、それで治療をした人はお医者さんの判こをもらって学校に提出すると、そういう形にずっとになっていると思うんです。どういう受診率になっているのか、その数値をお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） おはようございます。それでは、野並議員の児童・生徒の健康診断の結果等に関するご質問にお答えいたします。

野並議員のほうからは事前に資料提供の依頼がございましたので、資料は既にお渡しをしておりますんですけども、学校での健康診断で医療機関への受診の指導を受けた児童・生徒で、実際に医療機関を受診した報告があった児童・生徒数につきましては、平成21年度実績になるのですけれども、その概要を説明させていただきます。

まず、小学校全体では1,952人の医療機関受診の指導を受けた者がある中で、1,167人の児童が医療機関の診察を受けております。受診率は約60%でございます。

また、中学校全体では、985人の医療機関受診の指導を受けた者があり、そのうち447人の生徒が医療機関受診を行っております。受診率は約45%でございます。

次に、検査項目ごとの特徴ですが、検査項目によりましてかなりの差異がございまして、大きく2つに分類されると思います。1つは耳鼻咽喉、そして心電図、内科と尿検査で、もう一つは歯科と視力検査でございます。

1つ目の耳鼻咽喉、心電図、内科、尿検査では、小学校で152人の要受診対象者に対しまして、121人の児童が医療機関受診をしておりますし、中学校では52人の要受診対象者に対しまして44人の受診となっております。受診すべきと指導のあった80から85%ぐらいの児童・生徒が診察を受けております。

次に、歯科と視力検査でございますけれども、こちらのほうが全体の約90%を超える率を占めておりまして、小学校では医療機関の受診が必要とされた児童が1,800人いますけれども、そのうち約6割の1,046人の児童が医療機関受診をしておりますし、中学校では933人の要受診対象者に対しまして、約4割の403人の受診となっております。歯科と視力につきましては、受診率が低いのが特徴でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時、休憩いたします。

（午前9時11分 休憩）

（午前9時12分 再開）

○議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

野並享子君。

○2番（野並享子君） 回答者のところに教育委員会を入れておきませんでしたので、次回からはきちっと入れさせていただきます。

今、言われましたように、歯科検診に関しまして小学校で54%、中学校で36%しか受診率がないという状況でありまして、結局半分ぐらいの子どもが行っていない。中学校は6割ぐらいの子どもが行っていないということで、やはりこれは医療費の高騰、子どもがたくさんいけば1万円近く要るとかというふうな形で私、受診抑制になっているのではないかというふうに思います。

この群馬県前橋市で小児科医院を開業しておられるお医者さんがコメントされているのですけれども、ぜんそくとかアトピーとかそういった慢性的な持病を持つ子どもが定期的に受診することに無料になったことによって変化が生まれたと。こうした病気はすぐには治りません。放っておくと重症化することもあります。無料化は子どもの病状を改善するのに効果があったと思います。こういうふうな形でお医者さんもコメントをされておられます。

前回、私は医療費の無料化の質問をするときに、既に実施されている能美市の資料を送っていただきました。今回も質問するに当たって再度同じ資料を送っていただきました。この能美市の2004年度、2008年度、ゼロ歳から6歳というのは就学前、7歳から12歳というのが小学校、13歳から15歳というのが中学校ですね。2004年から2008年に通院だけにしました。入院は既に野洲はやっておりますので通院の数字だけを出したんですけれども、通院の人数的なもの助成額ですね。この2008年で人数もふえています、助成額は減っているんです。

言われたように、無料化になってふえるのではなくて、小さい子は減っております。小学生で若干ふえております。通院も若干ふえております。そういうふうな形で、金額的には1人の単価は少なくなっています。人数がふえて、その出した助成額をやってみますと、単価的には1人単価が少なくなっております。

能美市と野洲市の子ども、どれだけの子どもがいるのかということで、人口的にはほとんど変わらないんです。2,000人ぐらい野洲が多いぐらいです。ゼロ歳から6歳、7歳から12歳、13歳から15歳ということで、子どもの人数を見ましたら、これ統計資料で見ました。能美市と野洲市と比べますと、野洲市のほうが少ないんです。野洲市が青ですからね。能美市よりか子どもの人数は少ないです。

両市の総人口と年少人口を調べてみました。これも統計資料です。向こうの統計資料と野洲の統計資料で、年少は15歳未満です。中学3年生までではないんです。統計は5歳刻みですから、15歳未満です。15歳未満の年少で見ますと、総人口は能美市がこの

黄色、これが野洲市ですね。総人口は若干多いんです。4万7,200人、4万9,480人ね。でも、年少人口は野洲市のほうが少ない。こっちもそうですね。そういう2008年。2008年と2005年を比べていただいても同じような傾向で、人口的な比率の中で年少人口が野洲のほうが少ないという状況で、周りの私、小松市とかのホームページで人口の推移を見ましたけれども、能美市はふえています。小松市はそんな対して人口はふえていません。年少人口もふえてません。

そういうふうな形でありまして、今言いましたこの年少人口のここを拡大しますと、さっきこの小さなところを拡大しますと、こんな感じです。よく見てもらったらおわかりやというふうに思います。

こういう中で医療費を調べましたので、全体的に能美市の平成20年の医療費の総額そのものは、ゼロ歳から15歳までで1億1,887万2,700円ぐらいになっているんですけども、通院のところで換算をしますと、人口あたりで1人当たり幾らの医療費がかかるのかというふうな形で換算をしますと、7歳から12歳の小学生、13歳から15歳の中学生、この合計でいくと3,900万円ぐらい、中学生で1,000万円ぐらい、能美市が助成額を出している費用を1人で換算し野洲市に置きかえると、このぐらいの金額になるんですけども、野洲市では医療費の無料化は中学校卒業まで通院でやるとしたら幾らぐらいの計算をされているのでしょうか。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中学まで行って、大体9,500万円ぐらいと試算してます。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） それはどういう形で試算をされて9,500万円になっているのでしょうか。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） おはようございます。それでは、試算についてをお答え申し上げたいと思います。

今回、試算をしましたのは、野洲では国民健康保険の加入者の中で、7歳から15歳までに620人の方が国保の被保険者でおられますので、これをベースに試算をいたしました。月額医療費が358万円かかってまして、一部負担、押し並べて3割ということで、175万円余り、107万5000円ですけども、これが月額に自己負担された金額になっています。これを620人で割りますと1,735円、これが1人当たりの月

額の保険料負担分ということになりますので、これを野洲市の7歳から15歳までの人口で4,593人を掛けまして、それを12カ月したものが9,500万円という試算になったものでございます。

以上、お答えです。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） その計算、1人当たりというところは、乳幼児も含めての部分ですよね。小学校・中学校の子どもの医療費の部分ですか。もう少し、今言われた数字がわからないんですけど。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今、冒頭で申し上げました7歳から15歳、この間の子どもさんの医療費を抜き出しているということですね。乳幼児を抜いておりますので。はい。この9,500万円ももちろん追加分でございますので、現在でいきますと、乳幼児について9,000万ほどマルフクとしてやっております。これが倍になるという試算でございます。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 能美市は、既にずっと医療費の無料化がされていまして、7歳から12歳までの小学生の1人当たりの医療助成費が5,985円なんです。通院で1,086人、これは国保の関係、社保が6,235人なんです。その通院で割りますと、それだけの金額になりますし、中学生になると1人当たり6,031人というふうな形になってまして、総額的に先ほど言いましたように通院の場合、こういうふうな人数になってまして。ですから、1人当たりで換算をし、野洲の子どもの人口、向こうの子どもの人口が中学生で1,512人、小学生で3,305人ですので、医療費総額を1人当たりに割り戻して、野洲の子どもの数で掛けると、先ほど言いましたように、小学校で4,000万円ぐらい、中学校で1,000万円ぐらい、合わせても5,000万円ぐらいで通院ですよ、実際実施されているところですから、ここが何か大きな病気があるというふうなのではなく。だから、平成21年度の資料も送っていただいたのですが、平成21年度は新型のインフルエンザがはりましたから、ちょっと医療費の通年ベースではなくて、異常な医療費であったので、私は平成20年度だけを資料にしたんですけども、こういう形で実際されているところを見ていかれるというのも必要なんではないでしょうか。

○議長（鈴木市朗君） 市長。



○市長（山仲善彰君）　まず、金額は2回目に問われましたから答えましたが、金額はどうかというのは、これはやっぱり、国保でもそうですが、市町ごとに医療サービスとか受診行動によって違います。ですから、今試算した9,500万というのは私どもも完璧だと思ってません。

ただ、能美市の医療サービスがどうなっているのか、医療行動がどうなっているのか、あるいはそのほかの子どもへの支援を見ないといけませんので、あんまりこの議論に答えても意味がないと思います。

もしか検証していただくんだったら、私ども検証いたします。ここに幾らかかるとかという通告もいただいてません。能美市のことも今初めて聞きました。だから、本会議でこういう議論をしていただいても、水かけ論といいますか、全然生産的ではないですから、9,500万というのは当面市として試算をいたしましたけれども、もしかそれに問題があるのであれば、また一緒にほかのまちも含めながら、いろんなパラメーターを入れながら計算いたします。

ただ、いずれにしても数千万の財源が要するというのでありますから、私はお金の問題で言っているのではなしに、いろいろ課題があるのでそれを踏まえた上で過度に、個々に子どもさんに医療費がかからないような取り組みは今後検討していきたいというふうに申し上げてますから、余り具体的に何千万が違うというのはいかがかなというふうに思います。

○議長（鈴木市朗君）　野並享子君。

○2番（野並享子君）　前回、この能美市を出したときに、まだそのときの部長、竹澤部長が試算をしますと、4,700万円ですということでお聞きしてたんです。今回、9,000万ということをお聞きしたので、診療報酬単価、薬剤費やらが上がっているのかなということで私、能美市のほうにこの間、医療費の動向はどうでしたということでお尋ねをしたんです。そしたら、ほとんど変わっていないということですから、野洲の試算の出し方がどこを基準に出しておられるのかなという思いで今、質問をさせていただきました。

とりあえず、義務教育の終了まで医療費の無料化というのは、やはり受診できていないという子どもたちもおられますので、せめて義務教育の間までぐらいは医療費を無料化にと。この子育て応援ということで、野洲が中学校卒業まで無料化にしていき、子育てするなら野洲で、安心して子育てできるよというふうなアピールもしていけば人口もふえるし、今アパートやらがかなり空室になっているところがあります。ですから、そういったとこ

ろも人がふえれば空室もなくなり、資産を持っておられる方も収入がふえという、人口もふえれば野洲の消費もふえますし、まさに未来への投資というふうな形も含めて医療費の無料化というのは必要であろうかと思えます。子育て応援をしていくということで、一番最初に市長が前向きにということをおっしゃっていますので、ぜひ前向きに無料化ということでの検討をしていただきたい。

先ほど言いましたように、無料にしたからふえるという状況ではありません。医療費単価は下がってます。1人単価は下がっています。やはり早期発見、早期治療というところの状況があらうかと思えますので、無料にしたら医療費がふえるというのは思い込みやと思えます。現実、実施されているところを調べて、そういうふうなのを持っていただきたいと思えます。

次に、中小企業対策について質問いたします。

2008年秋のリーマンショック以後の日本の景気悪化は世界でも特に深刻です。その原因は、1997年から2007年までの10年間にあります。日本では強い企業を育てれば、いずれは家計や中小企業にも及んで来るという議論が幅をきかせていました。大企業への税制への優遇や雇用の規制緩和が行われ、この構造改革路線の結果、大企業の内部留保は142兆円から229兆円に積み上げられました。中身は機械、工場、土地などの資産はふえてなく、買収した海外の企業の株や国債などの金融資産でした。大企業が手にした利益を賃金や下請工賃などに還元しないで再投資に回しました。この結果、この10年間のG7の主要国GDP（国民総生産）を3から7割ほどふやしているのにもかかわらず、日本ではわずか0.4%しか伸ばしていません。

これはこの図です。今言ったのはね。

また、雇用方針も他の国では2から7割ふやしているのに対して、日本だけが5.2%減らしている。これですね。この10年間、日本だけが成長のとまった国、国民が貧しくなった国になりました。

この背景には、非正規雇用への置きかえや中小企業いじめによって、大企業の設けが還元されない異常な経済システムがつくられたからです。国民が生み出した富がごく一部の企業の手集中し、企業の99%を占める中小企業やGDPの6割を支える家計に還元されずに、消費不況に拍車がかかりデフレスパイラルに陥っています。日本経済の根幹である中小企業が今最も大きな影響を受けています。この10年間で大企業と中小企業の賃金格差は拡大していますが、大企業の労働者の賃金がふえたのではなく、中小企業の労働

者の賃金が減ったためです。大企業による単価たたきが横行し、単価が半減になったところもあります。

政府による下請中小企業振興法や下請代金法の改正や強化の必要がありますが、野洲市として国に進言すべきですが、市長の見解を求めます。

さらに、野洲市の統計書に基づき、市として中小企業対策をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の中小企業対策についてのご質問といたしますが、国に進言すべきということです。

毎度申し上げてますが、市長というのは何か国に進言する役割ではなしに、地域でいかに施策を有効に打って市民の安全・安心と地域振興を図るかということでございますから、安易に自分ところで実践もしてないことを進言するというつもりはございません。

それと、中小企業施策については、私はもう就任以来、1社で1,000人の雇用も重要ですけども、20人の雇用の50社で1,000人、これも重要だと言っています。

そして、国際的に見ても、アメリカもヨーロッパも本当に中小企業を大事にしています。これはもともとじゃなしに、昔日本は中小企業が支えていて日本の輝かしい成長時代を築いたというその経験をアメリカとかヨーロッパは踏まえて、中小企業をてこ入れしない限り産業戦略は成り立たないということになっているのですが、日本はいつのころからか勘違いをしまして、中小企業というのは大企業に至る途上の企業形態だという位置づけがなされてきました。

当野洲市でも個々の事業者と地元の業者としゃべっていると、大企業誘致型でやってきて、私たちには余り支援がなかったとおっしゃっています。私になってからは、そのあたりもできるだけきめ細かく切りかえていますし、昨日も部長答弁あるいは私の答弁で申し上げましたように、市内への発注あるいはものづくり交流センター等によって業務改善あるいは市場改革の支援をさせていただいています。そういった地道な取り組みの中で地域の産業振興を図っていきたいと考えています。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 下請代金とか下請中小企業振興法というのがなかなか国がその法律がありながら、それに基づいて指導をしていないというところで、本当に下請の人たちの単価が切り下げられていってまして大変な事態になっております。

今、おっしゃった野洲の中のことをやっていくことやということをおっしゃっています。私も野洲の部分、これも統計資料で昨日、この数字はおっしゃったと思います。1人から4人で1,073社で2,280人ということは数日を昨日おっしゃっていたと思います。

1991年と2006年を対比してみました。この間に、こっちの30人以上の大きなところは、本当に84社から110社の状況ですが、従業員は物すごいふえています。逆に、この1人から4人というところは事業者も少なくなり、従業員も減っていつているというのが現状で、1人から4人のところを拡大しますと、こういうふうな形で本当に1991年から2006年までの状況では全体的に落ち込んでいつているというのが統計上からも出ております。しかも、この2006年よりか今さらにリーマンショックでもっと落ち込んでいるというところだというふうに思います。統計はもうここまでしかありませんので、現実はずっと大変な事態になっているのではないかとこのように思います。

このこの部分で1.3倍にふえているんですね、10事業所。従業員も1.3倍にふえている。それで、こっちは87%へと減っていつてます。従業員も88%と減っていつているんです。だから、そういうふうなところ辺で非常に大変な事態になっているというのが今、野洲の現状ではないかと思えます。

これも統計資料に基づいてつくりました。産業別の従業員も建設・製造・卸し・小売り・飲食・サービス業という形の1991年と2006年という形で見ますと、本当に建設業も落ち込んでいますし、製造業のほうも落ち込んでいる。卸し・小売りは若干です。サービスはずっと伸びているというのが今野洲の状況ではないでしょうか。結局、サービスの部分を見ますと、1.3倍という形になっているのですけれども、従業員が2.1倍ということで大規模化が進んでいるということがこの統計から見られるんです。先ほどの製造業のところも大規模化が進んでいますし、こういったところでも大規模化が進んでいるというような現状なのですけれども、同じような思いを分析されているのどうか、統計資料はこういうふうな形になっていますけれども、野洲としての現状はどういうふうに認識をされているのかお尋ねいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 認識といいますか、まだ分析は十分できてません。これまでは、企業に関しては法人市民税が幾ら入るか、その観点からの政策が主だったというふうに思っています。今、検討しています産業振興指針あるいは総合計画の中で、まさに今ご提案いただいていますように、産業分野別あるいは規模別で野洲の産業形態の好ましいあり

方を検討していきたいと思っておりますので、現状はまさにおっしゃるとおりです。

ただ、数人のところが減っているというのは、これは経済状況が厳しいということもありますけれども、全国的に見てもやはり後継者がいない、若い方が展望が開けないということで、ごく小規模の事業所がこれはもう減って行ってます。これは国際的に見てもそうでした、やはりどの規模でないと今の経済社会の中で成り立たないということがありますから、その大規模化しているとかおっしゃるのですけれども、それもまさに数人のところが両方へ別れている、一定の規模へ持って行っておられるから事業所数に比べて従業員数がふえてますし、小さいところでもう後継者がいないので廃業されたところというので両方に別れているので、決して詳細な分析はしてませんが、今野並議員がおっしゃったことが大企業化云々という話で問題ありという断定にまで至るのは、少し早い判断かなというふうに考えております。

以上、ご答弁とします。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） もう1つ見てほしいのですが、先ほど中小企業と大企業の賃金の格差が大きくなって、こう上がっていったのではなくて、下がっていったんやというの、これも統計を見ていたらおもしろいなというのは思いました。野洲の一番たくさん統計の中で占めているのが電子関係というのが製造業の中で出ておりました。その賃金が出ておりますので、従業員の人数も書いてますので、それで割りました。2003年、4年、5年、6年、7年、8年と統計資料が手元にありましたのでグラフ化しますと、電子関係の人の平均賃金が648万円、730。大体630万円台ぐらいなんですね。その他の従業員、食料とかいろんな製造業があるのですが、そういった残りの製造業の方々の人数と出している支給の給料で割りました。そしたら、本当に478万円台ぐらいからどんどん下がって行っているんです。421万円というのが2008年のところなんです。ですから、賃金の格差が広がっているというのの現状ではないかと思えます。

ちなみに、全体的に言いますけれども、2008年の従業員数が統計の資料では全体で9,544人のうち、電子デバイス関係が4,238人、約半分ぐらいの方がこの電子の関係の従業員の関係であります。その次に多いのが食料品で1,153人。あとは300人とか400人とか30何人とか5人とかいろいろありますけれども、そういったところでこういう賃金格差が広がり、落ちて行っている。

2008年のところがちょうどリーマンショックですから、この次の年がもう1つ落ち

込んでいるのではないかというふうに思います。こういうふうな状況の中で、やっぱりいろんな意味で対策をとっていかなくてはならないのではないかというふうに思うのですが、この数字を見られての感想なり見解なりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 見解は、まさにおっしゃるとおり厳しくなっていると思います。

デフレで物価も下がっている。ただ、下がってないものが、公共料金が下がってないんですけれども。だから、そのあたりで生活実態をどうきちっと分析するのかと。

それと、おっしゃったように、電子関係の規模の大きい事業所の職員の方は給与面ではいいわけですがけれども、その地域に根ざして、いわゆる職住接近あるいは資産も持っておられる方というのものもあるわけで、一概に給料だけで物事を判断するというものでもないだろうと思っています。

ただ、世界的に今どこも給与は下がっています。アメリカなんかでも、実質カリフォルニア州は倒産すると言われていても、学校を切ったり公共サービスを切っていて、その中で日本も置かれているわけですから、厳しい状況の中でどう前向きに持っていく施策を打っていくかという観点で物事を考えないと、感想と聞かれても感想というより、やはりそれを直視しながら施策を打っていくべきだなという思いを、新たにしているというところだと思っています。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 具体的な質問を出しているんですけども、前回の3月議会の際の共産党の代表質問で、商工振興指針の作成をするということをおっしゃっていました。どういうふうな内容で作成をされるのかなんですけども、もっと中小企業に寄り添った策が必要なのではないかと思います。市の職員が直接中小企業を訪問して要望を聞き、施策に反映していくとか、中小企業振興条例を制定し、中小企業振興会議をつくって内発型の地域振興にしていくとか、地元で生産・加工・販売・流通を連携し、農商工で仕事と雇用を生み出すこととか、生活密着型の公共事業の発注で地元の仕事を発注することとか、公契約条例の制定をして市が発注した企業や下請業者は、市が定める賃金以上を支払うことを義務づけ生活できる賃金に保証することとか、そういった具体的な施策が必要なのではないかと思うんですけども、答弁をお願いします。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 私のほうからご質問の具体的な例の1番から3番までの

ところをご回答申し上げたいと思います。

まず、市職員が直接中小企業を訪問し、要望を聞き施策に反映させることについてでございますが、商工業振興指針の策定において、地域に根ざした商工業活動の充実を図り、中小企業の活性化の方向を示すとともに、効果的な支援策を推進するものでございますが、策定に当たっては、商工会、工業会等の関係機関に主体的に参画を願うとともに、アンケート調査等により総意を把握した上での策定をすることを考えております。

さらに、指針策定後につきましても、市単独で市内企業、事業所の実態把握ができる仕組み、制度をつくることを考えてまいりたいと思っております。

2点目の中小企業の振興条例を制定し、中小企業振興会議をつくり、内発型の地域振興にすることについてであります。今申し上げましたように、市では条例ではなく指針の策定を考えております。

マニフェストロードマップ「もっと野洲21計画」の中で、情報力と創意の発揮で商工業振興を図り、もっとワクワク楽しく、にぎわいと活力をもたらすために、指針を策定することとしております。

次に、3番目の農・商・工で仕事と雇用を生み出すことについてであります。現在、中小企業と農林水産業者がそれぞれ有する経済資源を持ち寄り、新たな商品やサービスの開発等に係る計画について、国が認定を行い、これまで、市内では2つの事業計画がその認定を受けられ、さらに現在1つの事業計画の策定が進んでいるところでございます。

その中でも、市が事業主体となり米粉スイーツ活性化計画に携わったことによりまして、農業者、中小企業者の新たな連携へとつながった事例もあります。このような事例を広く啓発・周知・PR等しながら、市内商工業者のビジネスチャンスの拡大が図れるよう、商工会とも連携をより一層強めていきたいと考えております。こうしたことによりまして、地域経済の活性化及び雇用の創出へと結びついていくものであると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、私のほうから2点お答えをいたします。

まず、生活密着型の公共事業の発注で地元に出すことというご質問でございますが、公共工事を例にしますと、去る3月議会の定例会の議案質疑でもお答えをいたしておりますとおり、公平性の原則によりまして指名登録をしていることを前提に、ルールに基づきまして可能な限り、地元業者に対しまして発注いたしているところでございます。

また、公共工事全体では、確かに年々発注量は減少しておるものの、野洲市におきましては、教育施設の耐震化等建築工事を進め、発注量は増加しております。

こういうことから入札制度の見直しを行いまして、本年6月からは市内業者に対しまして、希望する建設業種を2業種から3業種に拡大しております。また、市内業者と同等に指名業者として扱ってございました野洲市内に支店・営業所を有する準市内業者の格付けを廃止するなど、市内業者の受注機会の増加対策を図ったところでございます。

その結果、地元業者に対しまして、これまで以上により優先的に発注できる制度を確立できたものと考えております。

続きまして、もう一点目公契約条例の制定についてのご質問でございますが、議員もご承知のとおり、公契約条例の制定が要望されている背景といたしましては、公共事業の減少や一般競争入札等の採用によりまして競争が激化したため、過度の低入札価格による落札が増加し、労働者の賃金の低下を招く状況となっていることが挙げられます。

このため、公契約条例は、公の機関が発注する工事や業務委託に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を受注者等に義務づける条例であると認識をいたしております。

一方、国におきましては、この公契約に関する法律の整備はもとより、この法律の基本となるILO（国際労働機関）の公契約における労働条項に関する条約（第94号）を批准していない状況であります。

本市といたしましても、市が発注する工事や業務の委託業者が雇用する労働者の労働条件につきましては、労働基準法等労働関係法令のもとで、十分なセーフティネットが整備されているものと認識をいたしております。

したがいまして、現在のところ公契約条例の制定については考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、回答といたします。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 昨日の答弁で職員、汗を流しているとおっしゃいました。もっと汗を流してほしいんです。

東京墨田区では、こういった条例を制定して区内業者、課長級以上が、職員165人が全部の業者に足を運ぶという、その中小企業ですね。1人から4人の業者のところには本当に一丸となって足を運んでいただいて、現場に知恵はあるのですから知恵をいただいていたいたいたいたいんですが、そのことをどういうふうになさるでしょうか。



○議長（鈴木市朗君） はい、終わりました。市長。

○市長（山仲善彰君） もっと汗というのは、どの程度流れているかというのは評価が違  
うと思いますけども、職員には最大限地域のこと、あるいは現場のことを踏まえた上で仕  
事をしていただきたい。ただ足を運べばいいというものではございませんから、きちっと  
課題を認識し、方策を練りながらそれを現場の情報とかみ合わせて更新していく、よりよ  
いものにしていくということなので、単に汗を流したら物事が進むというものではないと  
いうふうに考えております。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第9号、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） おはようございます。14番、丸山敬二です。行政情報の広報  
のあり方についてということで、ご質問させていただきます。

本市の広報につきましては、市の行政に関する事項を市民に周知することにより理解を  
していただき、協力を得ることにより市政の円滑な運営を図ることを目的として、主に広  
報やすと野洲市ホームページにより行っているところであります。

この2つの情報周知の手段につきましては、広報紙のほうは月1回の発行ということで、  
当該月内に周知したい内容をわかりやすくまとめ、効率よく紙面に配置しております。

一方、ホームページにつきましては、すぐに周知したい内容をただちに、また一定期間  
閲覧できるようになっているのが特徴であります。

さらにホームページにつきましては、データベース化されているものもありまして、数  
年分の資料を閲覧できるなどの特徴もあわせ持っています。

これらの広報がこれまでどの程度市民に理解され活用されているのか、また広報紙やホ  
ームページの記載内容、構成等についての改良、コスト意識等について政策調整部長にお  
伺いしたいと思います。

まず、基本的な事項といたしましては、広報紙に関しましては野洲市広報紙の発行に関  
する規則というものが、それに基づいて発行されているところですが、ホームページ  
につきましては規則等、定められたものが見当たりません。なぜ、ホームページのほうは  
規則等の定めがなしで行っているのでしょうか。まず、お願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） おはようございます。ただいま丸山議員からのご質問  
がございました。行政情報の広報のあり方につきましてお答えを申し上げます。

広報紙につきましては規則を制定しております。ただ、市ホームページに関しましては、

広報紙の発行の延長、またこれを補完するものとして運用を行っております。このため、本市におきましては規則等を特に定めたものはございません。県内あるいは全国的な事例も確認しておりますが、そうした例が今のところ少ない状況となっております。

今後は、ホームページの役割や機能が高まってまいりますし、またかつ掲載する情報が増え、ますます増大していくことも予想されます。その運用に当たりまして、即時性と柔軟性の観点からルール化が必要となつてまいりますことから、要綱等の制定を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかります。今までは、この広報紙の発行に関する規則というところには、そういうことは書かれておりませんですね。やはりルールなしでやるというのはまずいかなということがありますので、ひとつルール決めのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に広報紙は毎月1万9,000部の発行、ホームページはほぼ毎日くらい更新はされていると思ひますけれども、広報紙についての講読といひますか、記事内容の把握している状況、例えば市民の方がすべての記事を読んでいるとか拾い読みやとか特定のページだけ見ているとか、こういった内容についての把握状況、ホームページも同様のどの程度アクセスされているのか、また市内の方でどの程度行っているのか、特定のページを見ているのか、その辺どの程度把握されているのかをお伺ひします。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 広報紙・ホームページの講読、閲覧の実態の把握でございますが、平成19年度から20年度にかけて、行政評価に係る市民意識調査を実施いたしております。

広報紙を毎号読んでいる方の割合は、おおむね60%という結果が出ております。また、毎号読んでいる人、時々読んでいる人、合わせますと87%となっております。

一方、調査方法は異なりますが、ホームページを閲覧されている市民の割合は約10%となっておりますが、これに時々見ているという市民の方を加えますと18%と、こういうような割合でございます。

なお、ホームページのアクセス数につきましては、トップページのアクセスカウンターによりましてこれを把握しております。大体月平均2万件のアクセスをいただいております。

す。

そして、ホームページ上にアンケートページを掲載いたしておりまして、それをごらんいただいてアンケートにお答えをいただくというようなことで結果を把握しておりますが、どの情報をよく見るか、閲覧したかということにつきまして調査をいたしております。結果、行事・イベント、福祉に関するページが比較的多うございました。次いで市議会、環境、各種計画、行政改革と、こういうふうな状況になってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○第14番（丸山敬二君） 大体わかりましたけれども、やはり調査しているのはこの程度かなというのは予想しておりました。読者とといいますか市民がどういったニーズを持っているのかというのは、もう少し把握をする必要があるのではないかなと。一方通行的に情報提供だけじゃなくて、よく言われますP D C Aというやつですね。やはりP D C Aを回して、市民の皆さんがどういように思っているのか、ニーズを把握してやるべきではないかなと。ホームページにつきましては、なかなかそういった環境が整ってないと思われるところもありますけれども、ぜひとも広報紙につきましては、そういったことでニーズの把握というのは非常に大事かなと思います。

なるほど見ている方は多いようです。先日、国のほうで仕分けのありましたどこかの交通規則ですか、ああいったのをどれだけ見てとるかわからんようではちょっとまずいんで、その辺を調査されているということはいいのですけれども、もっとニーズを把握していただいて改善の方向をしていただきたいなと、このように思います。

それでは、次にそういった意味でより親しみやすい、わかりやすい広報とするための方策としましてどういうことをやられているのかと。当然、広報紙のほうとホームページということはおのずと性格が違いますから、情報のすみ分けはきちっとされていると思えますけれども、そういった広報紙の例えば紙面に載せる内容の選定の仕方とか、ホームページですと、すぐ必要なところへ飛んでいけると、こういったことが大事かと思えます。それから、ホームページはもっと便利なところで、例えば外部のリンク先というのもありますよね。そういったところをどういうふうに行われているのかお伺いします。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） より親しみやすい広報となる方策というようなことで、記事の掲載方法などをお聞きいただいているのですが、まず広報紙の役割や基本的要素と

しましては、行政情報の告知、そして市民向けサービスのお知らせなどが挙げられます。最近の例で申し上げますと、集中改革プランを初め都市計画税のこと、あるいは水道事業会計の経営実態あるいは国保税率引き上げの理由、背景といった政策情報など、市民に深い理解を得る必要がある情報、内容を適宜掲載いたしております。

こうした情報を市民にご理解いただきますためには、広報紙が読みやすいということが必要でございますので、表紙や「まちのアルバム」といったコーナーで市民のさまざまな表情や動きをお伝えし、レイアウトに工夫を加え読みやすい紙面づくりを行うといった広報紙が市民により身近に感じていただけるような編集に気を配っております。

一方、ホームページの内容につきましては、今おっしゃられたように、毎日情報が更新できます。そして、市民に迅速に情報が提供できるというふうな広報紙にはない利点（メリット）がございます。そういうようなことで行事、イベントの一覧など広報紙の内容を補完し、かつ最新の情報を総括的に提供するというようなことで気を使っております。

また、市ホームページから外部とのリンクにつきましては、その公共性という意味合いから、本市に関係するもの、また国、自治体等の公共団体、また特に情報提供の必要がある団体に限定したものといたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかりました。身近な問題とかわかりやすいやつを伝えるということなんですけども、私が議員になって12月のときに質問をさせていただきました。市民税と固定資産税の前期前納の廃止の周知がきちっとされてなかったと。理由がされてなかったやないかという話をしましたら、早速ホームページに入りました。その内容たるはすごいもんで、そんなとこまで要求してないのに部内の資料といいますか、市内の資料のいろんなものの計算式まで入った非常に細かいのが入ってました。あれでは市民受けしないので、結論的にはあるんですけど、そのところだけで何でやめたんやというので、そういうところが要るのにだらだら入っとるわけです。あれでは、ちょっと今、部長のおっしゃったようなことにはならないんで、その辺ひとつ作成するときには今おっしゃったようなことできちっとやっていただくように、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、次にいよいよ本題といいますか、目的としたところの質問をさせていただきますけれども、要は広報にかかる費用、コスト関係のところ、コスト削減とかそういったところについてどういうふうにとどの程度努力されているのか、そういったところをお伺

いしたいと思います。

まず、ホームページのほうの作成なんですけども、基本的なところというんですか、大きいところは外注かなと思いますけども、タイムリーな情報もあるんで、その辺は外注ですべて行っとるのか、職員の方もされているのか、その辺からまずちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 広報紙そのものにつきましては、従来月2回、1日号と告知版という形で発行いたしておりましたが、平成21年度からは月1回ということにしております。

そして、広報紙の編集につきましては従来からでございますが、印刷そのものは基本的には外注なんですけども、編集につきましてはうちの内部で行っております。その理由につきましては極力印刷にかかる直前までニュースなりデータなり、そういう情報を取り込みたいということもございますので、編集は当方で行っております。

あと、配布につきましては、新聞折り込みですので、当然外注という形になってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 済みません。広報紙の前にホームページはどうなっているのか。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ホームページにつきましては、当初の設計あるいはコンテンツの作成そのものは外注で行っておりますが、それ以後のホームページにかかりますメンテナンス費用につきましては、システム導入業者と単価契約を結びまして、必要に応じて改良を行っております。平成22年度の例で申し上げますと、行事・イベント情報機能の改良、そして緊急情報機能の追加で約20万円、19万9,000円ですけども支出をいたしております。今年度の部分修正につきましては、庁舎統合に伴います表示の変更で9万4,500円を支出いたしております。

なお、ホームページ作成費用につきましては、データのアップでありますとか削除でありますとかそうしたものにつきましては、各課で更新作業ができるシステムとなっておりますので、導入時を除いて委託料などの作成費用は発生しておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 今のホームページの平成21年度ですか、20万というのは単価契約で年間でやった実績ですか、月ですか。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 申しわけございません。平成22年度と言いましたが、21年度のことでございますが、これは年間でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかりました。比較的このホームページにつきましては安いとか、タイムリー情報で職員の方もそれぞれ担当部でやっておられるということですね。それはそれでかなりいいかと思えます。

では、次に広報紙のほうなのですけれども、質問しようと思っただけ先に配布の話が出ましたので、配布のほうを先に行かせていただきますと、今話がありましたように、新聞折り込みで全戸配布ということになっております。これは配布方法の見直しというのは考えておられるのかどうかわかりませんが、新聞折り込みですと2紙も3紙も複数紙とっておられる方もおるんで、そういう方ですと2つも3つも来るといことがありますので、この辺の見直しも一応検討されたらどうかなど。

例えば、自治会にお願いできないかなど。現在、自治会は行政情報の文書配布等委託業務ということで、1世帯当たり1,600円というのが年間出るようになっております。この広報紙は、予算ベースですけれども、新聞折り込み費用として264万6,000円、一部につき12.6円と。この12.6円ということを年間でいきますと151円になります。このうちの例えば50円でもいいですよ。50円でも自治会が配っていただけということになれば50円をそちらに回して、1600円の上に50円を広報紙分としてプラスと。そうしますと、新聞折り込みの費用、264万6,000円を見ているのですけれども、一部につき年間約100円分が浮いて175万円ぐらいが浮くんですよ。こういったところも検討して自治会に協力をお願いできないのかなどということを考えていますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 配布方法に関しましてはその件も検討いたしました。今、議員言われましたように、新聞折り込みの場合ですと、2紙、3紙とっておられる方には2部、3部広報が行くと。また、新聞を講読されていないご家庭については、また別

途郵送でお送りをさせていただいているわけですが、そういうような経費もかかっておりますので、これの見直しの際に自治会配布あるいはシルバー人材センターでの配布といったことも検討いたしました。自治会配布につきましては今行政事務の委託料そのものに関しまして、自治会側以前の話ですが、1,600円、1世帯当たり交付をさせていただいておりますが、現実に社協会費とかいろいろなものの経費がかかってくるということで、そうした経費どころではないと。

もう一つは、事務の煩雑さといいますか、一律にその自治会すべてがそうして配布をいただける体制をとっていただける自治会も確かにございますけれども、そうでない自治会もございますので、一律にこれの業務も加えて、しかも行政事務委託料の現行の手数料の枠内でこれをお願いするというような雰囲気では今ないように思っておりますので、検討いたしました。そういうような事情で今見合わせております。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 現行の委託以外であれば、だから言いましたように、50円乗せるから何とかお願いできないかなと、こういう話を持って行ってほしいわけです。今、行政のこととおっしゃいましたけれども、それに絡んであとちょっと質問することがあるので、それはちょっと後回しにします。このことでいろいろここで言っても仕方ないんで、次に行きます。

次に、広報紙の紙質についてですね。今使っているのは表面がつるつるしてて、一見パルプの上質のような感じがするのですけれども、後ろに再生紙を使っていますとあるので、再生紙というのはこれで理解できますけれども、いわゆる古紙の配合率ですか、これがどれぐらいのものを使っておられるのか。よくR70とかR100とかと書いてますよね。あれであれば、何%ぐらいかというのはわかるのですけれども、これは何も書いてないんでちょっとわからないんです。古紙の入ったいわゆるリサイクル紙ですね。この辺も単価のほうもかなり下がって、普通のパルプ紙と余り価格的にはそう差がないところまで来ているのかなと。でも、若干は高いのですけれども、そういった中でほかの行政が発行されているやつを見ますと、こういうやつでも一見安そうに見えるんですよ。ですけども、これは100と書いとるから多分再生紙の中でも高いと思うんです。その辺、紙も単純に選定されるのではなしに、どうも古紙の中でも古紙再生ですね。この辺の分でもかなりの種類があるようですので、この辺も見て検討していただいて作成費用の現象ですね。

それから部数につきましても、予算的には1万9,000部ということですけども、

実際はどれぐらい余っているのか、先ほど言いましたように、新聞折り込みですと無駄なものが出てくるわけですね。それと私、実は自治会の役員をやってましていろんな配布もやらせてもらっているのですが、なぜかしら広報紙が発行のある二、三日後にポトンと一個だけ入るとるんです。そういったものも余ったから配っているのか、何か無駄な配り方をしているような気がしますので、そういった紙質の問題、採用する紙質、それから印刷部数、発行部数、その辺の検討等をどうされているのか、毎年こんなものでええやろうと思ってやっているのか、お願いします。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいまの用紙の件が質問でございましたが、従来は古紙のリサイクル紙でR100という表示のものを使っておりました。一時、R100が本当に100%古紙配合率なのかというのが出ました。配合率が変動するようなこともございましたので、厳密に表記する意味でR100とかR70とかという表記をやめまして、環境に配慮した再生紙を使用していると、こういう表記に改めさせていただいております。そういうような経過がございます。

それで用紙につきましては、グリーンユトリロマット70キログラム、あるいはこれの同等品以上という形で用紙を選定いたしております。

また、自治会用に一部というお話がございます。これにつきましては、今おっしゃるとおり、各自治会とも自治会用としてごらんいただくのに、あるいは自治会館でごらんいただくのに1部配布をさせていただいております。その一部のことがございますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 今、最後に自治会用に1部と言いますが、実は私のところの自治会では行政から公文書が来るのは4人おまして、あと自治会長がいてるから多分5部来ているのではないかなと思います。自治会館用というのであれば、市のコミセンとかいろんなところに置いてはありますが、そういう単位であらかじめ配布を決められたらどうかなと思いますけど、その辺はきちっと整理をしていただきたいと思います。今、70キログラムの紙を使われているということなんで、これは普通程度ぐらいかなと思いますね。70キログラムといたら中質ぐらいになるんですかね。その辺はそれで結構かと思いません。そういった意味で紙についてもそうですし、配布についてもそうですけども、もういつもと同じでええわでなくて、ひとつ改善を重ねてやっていただきたいと思います。



では、次に広報やす、ホームページを媒体とする広告ということについてお伺いをいたします。

広告の募集につきましては、要綱に定められておるところでございますけれども、広報紙、それからホームページですね。それぞれの募集はどのような方法でやっておられるのか、また応募は何社ぐらいあるのか。市内・市外もあるようですけれども、そういったときの市内・市外の状況がわかるようでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 先ほどの自治会あての広報紙の1部の話ですけれども、昨年自治連合会に打診をいたしましたら、配布をしてほしい、いただきたいと、こういうふうなご要望でございましたので配布をさせていただいております。

それと、広報やす及びホームページの広告の件でございますが、広報やすにつきましては、3月号に募集記事を掲載いたしまして、1年間一括して広告掲載を希望される方を先着順で募集いたしまして、それでも募集枠が、掲載枠が埋まらない場合には随時受け付けております。これは広報です。

ホームページにつきましては、トップページに広報紙の広告とあわせまして募集のお知らせを掲載いたしまして、随時募集を行っております。

また、その応募の実績でございますが、平成21年度につきましては、広報紙の年間広告枠48枠（4枠×12月）に対しまして延べ44件、ホームページの年間バナー広告枠36枠（3枠×12月）でございますが、これに対しまして延べ3件の申し込みがありました。その応募の実数でございますが、広報紙の広告では12社でございます。そのうちの市外は5社、バナー広告は2社でそのうち市外が1社でございました。

今年度でございますが、広報紙の年間広告枠は既に埋まっております、バナー広告では延べ7件の申し込みをいただいております。応募実数で申し上げますと、広報紙の広告で7社、そのうち市外が3社、バナー広告では3社で、その3社いずれも市外、このようになってございます。

広告掲載採用の基準につきましては今議員がおっしゃられたとおりですが、野洲市広告事業実施要綱におきまして掲載してはならない基準を詳細に設けまして、これに基づいて広告掲載の決定を行っております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかりました。ホームページのトップページの右側にあるというのは、このことですかね。はい、わかりました。

広報やすのほうの広告ですけども、おっしゃるとおり、私も調べましたら最近はずっとマックスでも4社分しか広告が載っておりません。過去の3年分もちょっと調べてみましたら、全部枠は埋まっておりませんですね。過去3年分、平成19年度、20年度については、15日の告知版もありましたので、今言われました48の倍の96枠ということですが、埋まっている率はかなりということはないですが、7割ぐらいですかね、7割、8割ぐらいになってます。

平成21年度は、おっしゃるとおり、48枠中の44枠でした。これでいきますと、あれは1枠2万円でしたよね。そうすると、広告の枠でいきますと、96万円枠があるんですけども、88万円と。

広告については、やはりこういった広報紙の発行の少しでもコスト削減をするために、もっと枠を広げてはどうかと。なぜ4枠と限定しているんでしょうか。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） これにつきましては、1つは発行の回数を従来の月2回を月1回にいたしましたようなことも関係しておりますが、ページ数を大体平均を28ページで編集をするという形にしましてページ単価を設定いたしております。こうした関係からその記事のボリューム等の兼ね合いもございますので、1号に対して4枠と、一月分につきましては4枠と、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 確かにおっしゃるとおり、28ページを基準にして予算のほうもとっておるようです。

しかし、それであれば、今月はこれは何ページであったと思います。6月号は。6月号は24ページですよ。28から24を引いたら4ページありますやん。そういったところがもう報告枠は4やからということで4しかやらないというのではなくて、そういう柔軟というか、もっとコスト意識を、せっかく広告をとりますよと、いただきますよというのであれば、載せますよというのであれば、そういったところもやはりやっていただきたいと。

私、大阪の池田の知り合いがおりまして、たまたまその人間から池田はこんな広報を出

してくれるんやと送ってくれたんです。池田のを見ますと、広告が入っているのが、ちょっと大きいのもありますけど、野洲の分に換算して見ますと、22枠広告が入っておるんですよ。ということは、かなりの広告収入になっているのではないかなと思います。

今言われましたように、基本を28ページやとしとるんであれば、4ページも余るんであれば、広告を入れてほかのページ、多分偶数ページでいかんとだめだと思うのであれですけども、その辺を考慮していただいてやっていただいたらなと思います。この辺は見直しを考えていただきたい。

それから、その広告の中で広告に関連しましてこの一番最後ですね。最後に文化・スポーツ事業のことが載っております。これは、これについての広告料といいますか、掲載料というのはもらっていますか。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） この分に関しましては広告料をいただいておりません。

それと、先ほどの28ページで今月は24ページではないかと、こういうようなお話もございましたが、月によって増減をいたします。場合によっては32ページの場合もございますので、そういう変動を見まして今月はたまたま24ページになりましたが、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 最後の文化・スポーツのところの広告料というか掲載料はもらっていますか。

（発言する者あり）

○14番（丸山敬二君） 済みません。そうすると、なぜこれはもらってないんですかね。多分指定管理者ですから、何らかの金が出てますし、当然そちらのほうの事業としてのことですので、これは市・行政のいわゆる発行の要領によるところでどこに該当するのか教えていただけますか。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） これにつきましては、市の公益的な施設の催しのご案内という形の位置づけをいたしております。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 答えはそう言うでしょうけれども、従来からの流れで来るところだと思うんですけども、それであっても収益事業としてのことですので、行政の収益

ではないですよ。間接的にはそうかもしれませんが、その辺はやっぱりきちっと、本来なら独自の広報でやってしかるべきかと思います。

参考ですけども、先ほど言った池田の場合ですと、確かに中に入っとるんですよ。市民文化会館の催しということで。その中では、発行直近、1カ月分ぐらいのやつが載っています。今後の予定ということで、さらにその先1カ月分ぐらいが簡単に入っておるわけです。

野洲市の場合ですと、細かく本当のチラシの要約版で、かなり先のまで入っていると。やはり、そういった意味合いでこれなくするというのをやっぱり市民の人も期待していると思っていますから、載せ方については少し検討をしていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 月1日号の広報につきましては、今こういうような形で一定定着をいたしております。

もう一つは、月2回から月1回に変更いたしました際にも、いろんなページの構成でありますとかレイアウトでありますとか、あるいは配置でありますとか、あるいはまたボリュームでありますとか、そこら辺も検討いたしました。その結果の今のこういうような形、スタイルになっているわけですが、このスタイルそのものにつきましても一定市民の方にも定着をしているというようなこともございますので、そのようなものも踏まえまして将来的にどういうふうなレイアウトがいいのか、また今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） ぜひともその辺はきちっと、こういった財政の厳しいときですから、考えていただきたい。

例えば、文化ホールの自主事業ということであれば理解もできますけども、自主事業もあるし、それから共催もあると思うんです。その辺をやはりきちっとすみ分けしてやっていただきたいなど、このように思います。

それでは、いろいろ質問をさせていただきましたけれども、最後に私なりに思っている提案をさせていただきたいと思っております。これについての回答というのは特にこの場では求めませんが、何かコメントでもあれば後でいただけたらいいんですけれども。

広報やすとかホームページについては、先ほど話があったような状況ですので、モニタ

一制度をつくって、いろんな意見を聞いて反映させると。また、編集にもそういったモニターの方に参加していただくとか。さらに一つは、市民の多種多様な取材を行うレポーター制度を採用して、いろんなところのレポートをしていただいて記事をつくってもらうとか、まずこれを1つ検討していただきたいなど。

それから、広報やすづくりのアドバイスをもらうために、そういった編集にかかわったような人で定年退職されとるような方、いわゆるそういった方を短期の臨時職員とかで採用して、この紙面のあり方、他市のこういった広報紙を見ていると、結構ユニークなところもあります。そういったところで、そういった専門的な知識をお持ちの方、短期間の採用とかでアイデアをちょうだいすると。

それから、先ほどちょっとしつこいぐらい申しましたけど、広告収入をふやすために営業課というものを設置してはどうかなど。この中では、きのうも市木議員から提案がありましたけども、農業、それから商工業製品の販路施策も含めたいわゆる会社で言う営業、当然野洲市も地域経営をしているわけですから、こういった営業部門みたいなのを設置して、そういった販路拡大、それから広告収入のために歩くとか営業活動をする、そういったものを取り入れてはどうかなど、こういったことを提案いたします。

今、申しましように、回答は求めませんが、ありましたら何か。なければ、終わりますが。

○議長（鈴木市朗君） コメントとかそういう中途半端な質問はやめてください。

○14番（丸山敬二君） 済みません。それでは、今提案申しました内容について、採用していただけるかどうか、お願いします。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいま数々の提案をいただきました。先ほどもちょっと申し上げなかったのですが、政策評価のアンケートの調査の中では記事の内容でありますとか、これはわかりやすいとおっしゃっていただいている方、半数以上の方がおられます。文字の大きさ、写真、イラストの数あるいは記事、情報の量と、こういった形での先ほどお話ありましたが、ニーズの調査もいたしております。いろいろご提案をいただきましたが、先ほど来からございますが、市の広報やす、あるいはホームページにつきましても、これで完璧というふうには考えてはおりません。PDCAというようなこともございます。そのサイクルを回しまして、現状なり課題なりそうしたものをきちっと点検をいたしまして、今後市民の方に親しんでいただいて、こちらの情報もきちっと市民にお伝え

ができるような媒体として機能するように努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。それでは、先ほど申しましたように、市民のニーズも十分把握していただいて、よりよい広報をやっていただくようお願いいたします。

以上、終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10号、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 5番、内田聡史です。この質問に入る前に多くの方からいろんなアドバイスをいただいておりますが、今からそういうこと変更はなかなかききませんので、私なりにさせていただきます。

今回は公立小・中学校選択制についてお伺いをさせていただきます。学校教育法施行令第5条において、公立の小学校・中学校については子どもは市町村教育委員会が指定する学校に通学することが定められていましたが、平成9年に文部省が通学区域制度の弾力的運用についてという通知を出したことにより、従来までの枠組みが崩させることとなりました。

その通知の中身は、1、通学区域制度の運用に当たっては行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。2点目、就学すべき学校の指定変更や区域外就学については、市町村教育委員会において地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由すると場合のほか、児童・生徒の具体的な実情に即して相当と認めるときは、保護者の申し立てによりこれを認めることができること。3点目、通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など、さまざまな機会を通じて広く保護者に対して周知すること。また、保護者が就学について相談できるように、各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村教育委員会における

就学に関する相談体制の充実を図ることとされております。

この通知を受け、平成12年から東京都品川区において全国で初めて学校選択制を実施し、現在は東京の区部での導入が拡大されています。県内におきましては、大津市でも学校選択性が導入されております。学校選択性といいますが、その形態の種類は多様であり、自由選択性、ブロック選択性、隣接区域選択性、特認校制、特定地域選択制などがあります。

また、小学校は従来までの通学区制から中学校から選択性に変えられているところもあります。

内閣府による児童・生徒を持つ保護者へのアンケートを見てみますと、学校選択性に対する意見としては、賛成意見、賛成、どちらかというとな賛成が約7割を占め、反対意見は1割にとどまっています。学校選択制が議論されるたびに、メリット・デメリットが挙げられます。

しかし、一度しかない我が子の少年少女時代によりよい教育環境を与えてやりたいと思うことは、親として当然のことであると思います。

また、市内のどの地域においても学校と地域自治体とは密接な関係にあるのは十分理解しているところであります。

そのような状況を踏まえた上で、本市における公立小・中学校選択制についてどのような見解をお持ちなのかをお伺いをいたします。

○議長（鈴木市朗君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの内田議員の公立小・中学校の選択性についてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問の中にありました「通学区域制度の弾力的運用について(通知)」につきましては、平成8年12月16日、行政改革委員会による「規制緩和の推進に関する意見(第2次)」を受けたものであります。また、大津市教育委員会では、隣接区域選択型による学校選択制度が実施されております。

さて現在、本市の小・中学校では、地域に根ざした特色ある学校づくりに取り組んでおるところであります。

郷土の偉人や地域の自然あるいは文化をテーマにした学習活動の展開、田植え・稲刈り等の稲作体験や地域のさまざまな施設訪問を通じて行う体験学習の推進を図っております。さらには、スクールガードを初めボランティアの皆様のお力添えによる通学路の安全確保

等は、子どもたちと地域との深いつながりの中でこそ実現できるものと考えております。

このようなことから学校と地域との連携が希薄になる恐れがある学校選択制の実施は、本市においてはなじまないと考えております。

また、学校選択性の制度上の課題としましては、どのようにして通学路の安全を確保するのかという問題や、余裕教室のない学校に就学希望が集中した場合、どのようにしてすべての希望者を受け入れるのかという問題、教職員配置の問題等があり、本市における学校選択制の実施には困難があると認識をしております。

しかし、本市では、「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」の趣旨を踏まえた取り組みも進めており、現在、各小・中学校では、自主的精神や個性の伸張を目指す魅力ある学校づくりをめざし、きめ細かな指導や授業改善等に努めているところでございます。

また、教育的配慮が必要な児童生徒あるいは保護者の事情に配慮いたしまして、就学指定校変更や区域外就学を認めるとともに、このことについて市のホームページに掲載して広くお知らせをしております。

さらに、小・中学校入学予定者に送付しております就学通知書につきましても、就学指定校変更の申し立てができる旨を記載しております。今後も、就学指定校変更や区域外就学にかかる申し立てについては、保護者・児童生徒並びに学校と十分に相談をして判断していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） この質問をするのに当たりまして最初にご理解いただきたいのですけれども、私は別に学校間格差や教育格差を生もうとする提案をしているのではないということをまず最初にご理解いただきたいと思っております。

ただいま教育長の答弁をいただきまして、通学路の安全、教室の関係、あと教職員の配置などで本市にはなじまない、実施には相当な困難であるとの答弁をいただきました。教育長が言わんとすることは私ももちろん理解をしているところであります。

ただ、学校選択制のデメリットは学校間の序列化、差別化を生み、ひいては子どもたちの優劣意識を学ぶものでもありますし、また今もおっしゃいましたように、地域で子どもたちを育てるといった取り組みも少なからず影響を与えるものであるということも認識しております。

まず、実際に平成14年度から学校選択性を導入していきまして東京都江東区でありま



すけれども、これは平成20年度で廃止をされておりますし、群馬県の前橋市も平成16年に導入したものの、こちら平成20年で廃止となっております。その理由を調べますと、児童・生徒数に大きな隔たりが出る、また地域で子どもたち育てるといった連帯感が薄れてくると。まさに教育長がおっしゃったとおりのことが実際にあらわれているわけがあります。

しかしながら、小学校は現行のままで中学校から選択制にするといった取り組みを進められているところは東京だけでなく、地方の自治体でも見受けられまして、学校選択制のメリット部分でよく言われますのが、保護者や児童・生徒にとって魅力のある学校づくりの意識が高まることで学校が活性化する、保護者が学校を選択する際に情報を必要とするため、学校の情報公開が促進され、その情報公開が教職員の意識の高まりにつながる、保護者がより我が子の学校に対しての関心を持ち、学校とのかかわり合いを持つといった点がメリットに挙げられているわけですが、こういった今挙げました点を学校選択制を導入しないで行っていかなくてはならないと考えますが、この点に関しまして教育長のお考えを、また本市での取り組みをお伺いさせていただきます。

そして、あわせまして、先ほど答弁いただきました中で、就学指定校変更や区域外就学にかかる申し立て、本市でも進めているということですが、この申し立てが現在どれくらいあるのか、人数的なものがわかりましたらお示しをいただきたいと思っております。

○議長（鈴木市朗君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 内田議員の再質問にお答えを申し上げます。

内田議員のただいまのお話のとおりだと、そんなふう思うところでございます。学校選択制の趣旨につきましては、魅力ある学校づくりが必要であり、学校がそのために活性化をするということが内田議員の第1点目でございます。そのことについてお答えを申し上げます。

この具体的な取り組みといたしまして、野洲市では例えば平成21年度から元気な学校づくり事業を始めておりまして、今年度で2年目を迎えました。これは子どもたちのいきいきとした学舎を実現できると、このように判断をいたしておるところでございます。この事業計画を行った学校だけでなく、本市のすべての小・中学校・幼稚園におきましては、教職員が一丸となって地域の良さを生かした教育活動に取り組んでおるところでございます。学校選択制をとることなく学校の活性化につながっているものと、このように考えておるところでございます。

2点目の情報公開が促進をされ教職員の意識が高まると、このことですが、学校の情報公開については、議員によるご指摘のとおり、一層推進されなければならない大きな課題でございます。現在、小・中学校では学校だよりの配布やホームページの公開を通じて学校の様子を広く発信をしておるところでございます。

また、11月1日の野洲市教育の日を中心にいたしましてオープンスクールを実施して、家庭地域に広く学校を公開する、こんな取り組みもしておるところでございます。

さらに、学校評価を保護者の皆さんに評価をしていただくと、こういったものの結果の公開あるいは年度当初には学校運営についての学校の説明会、就学前の保護者を対象にいたしました入学説明会、そういったさまざまなチャンネルを通しまして、学校の情報提供を行い、それをもちまして教職員の意識の向上あるいは地域ぐるみの教育活動の充実を目指しておるところでございます。

最後に議員のご指摘のございました保護者の学校への関心あるいは学校とのかかわりを持つといった点でございますが、保護者の皆様が学校教育について高い関心を寄せていただくことは、学校教育の充実・改善に大きくつながる意義があるものと考えます。先ほど申し上げました学校の活性化、情報公開あるいは教職員の意識改革にかかわる活動によりまして、本市の保護者にあっては高い関心を持って現在学校を支えてくださっているものと、このように認識をいたしております。

例えば、学習参観、音楽発表会、人権集会、学校評価、学校評議員制度などを通して、学校とのかかわりを推進しているところでもあります。保護者市民の皆さんが学校教育への関心を深めていただければ幸いです。

このようなことで、教職員のさらなる意識改革と指導改善を根幹にしつつ、家庭・地域の皆様の学校に寄せる期待にこたえてまいりたい所存でございます。

4点目でございますが、指定校変更や区域外就学についての現状でございます。今年度15名の児童・生徒が指定校変更によって就学をしております。区域外就学につきましては、41名が他市町から本市の小・中学校に就学をしております。27名が他市町の公立小・中学校へ通っております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） ありがとうございます。学校選択制を導入しなくても野洲市は今のままで、現状の制度でいけるということをお伺いいたしました。メリットで挙げられ

る3点も既に実施されているということでありました。学校選択制には多くのメリット・デメリットがあり、デメリットを補って余りあるメリットがなければ導入は難しいと思っております。現状のまま、またさらによくなるよう取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

また、就学指定校変更や区域外就学にかかる申し立てでありますけど、これで15名の方の児童・生徒が指定校変更、区域外41名、27名が他市町の公立小・中へ行っているということで、83名の児童・生徒が何らかのことで教育的配慮、また家庭事情により就学をしているということでありまして、私自身、安心したんですけど、以前に相談を受けてまして、小学校6年生の児童・生徒ですが、いじめられていたわけではないんですけども、あの子と一緒に中学校に行くのは嫌やと。直接いじめを受けていたわけではないんですけども、いじめられる可能性を持っているとか、そういうところを見て、あの人と行くのは嫌だということを保護者の方に相談して、今市外の学校へ、これは私立の学校ですけど行っておられる家庭もございます。これは就学指定校の変更、区域外に係る、就学に係る申し立て、こういったものを保護者や学校が十分に相談して行ってさらに進めていただきまして、その子どもさん、保護者の方のニーズに合った取り組みを推し進めていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第11号、第16番、三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 三和郁子でございます。議会改革の一つでもあります一般質問に一問一答方式を今議会から取り入れさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、合併後の現状と将来について伺ってまいります。2008年9月のリーマンショックに端を発した世界的な金融経済不安はようやく鎮静化の兆しが見えてきましたが、しかし最近ではギリシャを初めとするEU圏の財政不安が懸念されるなど、まだまだ余談を許さない世界情勢です。このような情勢の中、東京証券取引所の上場企業の10年3月期の決算が出そろい、人員合理化、給与カットなどが寄与したとはいえ、全産業の業績が前年比2年ぶりに増益となり、企業活動の底入れが明確になり、日本経済は自立回復の入り口に來たと期待する味方が多くなっております。

しかし、リーマンショック以前の状況に比較すれば、まだほど遠く円高、株安、デフレ懸念など、日本の景気回復見通しも余談を許さない状況です。財政危機にある当市の税収改善もまだまだ冬の季節が続くと思料され、健全な市政運営がより一層求められるところではあります。

政府主導で1999年4月にスタートしました平成の大合併も2010年3月31日付で終了しました。大合併により3,232市町村あった数が1727とほぼ半数になりました。特に町村は2,000から1,000を切るまでに大幅に減少しました。今議会では合併して5年が経過した本市に関して市長にお伺いたします。

まず、本市は2004年10月1日に合併をし、一つの節目となる5年が経過をしました。この節目となるこの時期、合併したことに対する功罪などの率直な所見をお伺いたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の合併後5年を経ての功罪についてのご質問にお答えをします。ちょうど5年を過ぎて、今6年目に入っております、総合計画の見直し時期に、こういう形でご質問いただいて、どうもありがとうございます。

まず、功罪を考える前に、合併するに当たってどういうねらいがあったのかというあたりを押さえないと、功罪は明確にならないだろうと思っています。功がなければ合併はなかったと思います。

そういう意味で、功罪で罪が多ければ、当然合併は同意されなかったということで、それを整理してみますと、余り罪のところは明らかにはされていません。功につきましてはいろいろあるのですが、一番大きなところは行政規模を拡大することによって、いわゆるスケールメリットが得られると。具体的に申しますと、効率化、合理化といった分野がねらわれておりましたし、それは達成されておると思います。

ただ、罪につきましては、昨年度からいろいろご議論いただきましたように、重複施設の統合ですとか、特に分庁舎の問題ですとか、そういったことがやはり懸念としてあったのですが、合併当時はそこは余り議論されなくて分庁舎を置いてありました。ほかのいろんな施設、公民館等もコミュニティセンターをつくりながらもまだ置いてありました。それを去年ご議論いただいて、罪と言っていいかどうかですけれども、一定のご負担額がふえる、少し距離が遠くなるとかそういったことがありましたが、今年度こういう形で始めさせていただいておりますし、いろいろ地域の方とお出会いしましても、その議論は私には余りしていただいてないということからしますと、冒頭申し上げましたスケールメリット、効率化という功は大きかったと思います。

それともう一つは、湖のあるまちと山のあるまちが合併したということで、市民の方にとっては生活環境で要素がふえた、一体感があるというのも大きなメリットではないかな

というふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 合併して5年が経過いたしましたして、本年5月から庁舎が統合されました。ある意味では、合併の形が見えてきたようにも思います。

しかし、この平成大合併の本来の目的は効率的な小さな行政です。明治の大合併のときは、これは小学校の義務教育化がされましたね。昭和の大合併のときは、これは中学校の義務化がされました。平成大合併と三位一体の改革による行革の連続で、自治体関係者は昨年の集中改革プランでも職員の皆さんは夜出て、皆さんに市民説明会をされたと、そういう大変なご苦労も見ております。そういうところは私も認識いたしておりますが、市民も同様なところがございまして、総合的なスリム化ですね。どのように図られたのでしょうか。

この合併という事実を前提として、無駄の排除、事業の見直しはどの程度まで行われたのか、再度確認のためにお聞きしておきます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 無駄の排除といいますか、さっき申し上げたように、合併当時には庁舎を統合するということも考えられていませんでした。そして、公民館を廃止するということも考えられていませんでした。要するに、2つの町にあった例えば農業関係の課を一つにすれば、課長は1人で済むとか部長も1人で済むとか、そういうぐらいのことはあったのではないかなど。よく言われるように、財政力の強化という点につきましても、これも財政力に差あるまちが合併するということになりますと、悪くないまちからすると少し課題のあるまちと一緒にするわけですから、強化になるかどうかということもあります。だから、具体的に中主町と野洲町の合併のねらいは、やはりスケールメリット。結果的に中長期的に見れば、それは効率化という意味で財政力の強化になったというふうに思います。ですから、スリム化だとかそういう観点は余り当初はなかったと思いますが、昨年のああいふ財政危機を踏まえまして、可能な限り市民の皆さん方と議論しながらスリム化を図らせていただいたということで、これ以上のスリム化というのはむしろ危険かなど私は思っています。

それと、全体の合併問題につきましても、いつも例で言っているんですけど、地域というのは広がりがあって、それぞれ住みなれたところで皆さん住んでおられます。合併した

からといって風呂敷を畳むようにおうち、市民にどこかに集まってもらうわけにはいきません。コンパクトシティという発想がありますけど、あれは新しく市街地をつくる場合は今までのスクロール化しているようなまちづくりではなしに、集中的に環境問題も含めて便宜図ろうということですけども、今お住まいのところ移動していただくということを考えられません。そうすると、おのずから合併の効率化というのは限界があります。

それと、野洲市で見過ごされていたのは、合併すると福祉事務所が要ります。あるいは、許認可が権限委譲されます。その措置が一切されてませんでした。今回子ども家庭課あるいは児童のための支援の仕組みも一定、今の定数内で組みかえましたけども、そのあたりの責務が認識されてなかったということ。だから、スリム化よりはむしろ権限に伴うサービス充実の部分を押さえられてなかったことを今回、少しある人が引き出しはつくってもらいましたと言ってましたけど、とりあえず引き出しは整理されていたのではないかなというふうに思っております。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 私はスリム化の代表的な中に人員計画があると思うんですね。野洲市の誕生の軌跡というのがございまして、このところに、最初のところなんですけど、中主町と野洲町の職員数ですね。これが平成15年4月1日現在で一般行政が299名、特別行政が136名、公営企業等46名の合計481名となっております。2町で設置が図られています野洲郡行政事務組合の職員数が6名となっております。総数487名という軌跡がございまして。この数字に対して現状がどのようになっているのか、将来の計画についてももしお聞かせいただけるのであればお答えいただきたいんですが。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現状、お答えをいたします。今の定数の問題ですけども、合併してから新市で定数の計画が定められていまして、現在420名になっています。そういう意味では、487名から67名が減っています。どういうところで減っているかといいますと、さっき申し上げた課の統合で減らせる管理職がありますが、ただこれも申し上げたように地域は減ってませんので、福祉とかいろんなサービス、まさに先ほども地域へ出ていけとおっしゃっていただきましたが、出ていこうと思うと同じ地域へ出ていくわけですから、そういう部分は基本的に人は減らせないというふうに思っています。

ただ、どこで減らしたかというのと、保育園・幼稚園で新規採用を控えることによって減らしてきている部分、あるいはいろんな分野で例えば農業委員会等で標準的な人数より減

らすとか、そういったところをつじつま合わせをしてきた結果ですが、これも従来から申し上げてますように、本来の仕事量を見て定数計画をつくったのではなしに、いきなり目標を定めて、割合きつめの目標を定めているというふうに認識しています。

ですから、課題としては、ふやすという意味じゃないのですが、どういう形の仕事のあり方によって人数をどういうふうにするのか、ただ仕事がたくさんあるから正規職員をどんどんふやせという出来高払いでは困りますから、客観的なデータに基づいて新たな定数の計画をつくっていかないといけない、今のままですと、かなりいろんなところで問題、ひずみが生じていると思います。

それともう一例申し上げますと、給食センターにしても2つのまちの給食センターの正規職員を合わせただけのままです。そこに野洲市といいますか、野洲町は中学校の給食をしていなかった、この分を乗せています。これも仕事量と見合っていないので、とりあえずひっつけて仕事だけふやそうというかなり乱暴なことをされています。

ですから、各分野にわたって仕事量と適正人員をもう一度積み上げる作業をしたいと思っています。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 次に、合併や地方分権の受け皿となる自治体の行財政基盤を強化するねらいがあったはずなんですけど、先ほどもちょっと答弁に出ておりましたけれども、当市の場合にはどのような評価ができるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 行財政基盤といいますか財政基盤につきましては、合併すれば基盤がつよくなるという何か一般的な思い込みがありましたけど、これも従来から申し上げますように、合併特例債が使えるという意味では一時的に財政力が高まりますが、結局これは借金ですからどこかで返さないといけない、交付税面では少し率のいい債権でありますけれども結果的に債権ですから、そんなに財政力というのは高まらない、これもさっき申し上げたように、2つの強いまちと少し差のあるまち。ですから、弱いにとっては高まるかもわかりませんが、強いまちにとってはおのずからならず形になります。いいか悪いか別としてならず形になりますから、要するに財政力強化というよりは効率化によって耐力がつくという面がねらいであって、これは野洲市の場合には個別的に見れば達成されつつあるのではないかと考えています。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 私自身、基盤強化の実感は薄いという印象があるんです。というのが、合併の本来の意義ですね。これについては、極めて意義からすれば重要な事柄だというふうに考えておりますけども、市長は将来更にどのような方向づけが考えられるのか、お尋ねしておきます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、合併云々というよりは、もう5年たって6年目に入ってますから、総合計画を明らかに皆さん方とする中で、合併というよりはこの野洲市をどういう形でまちづくりをしていくのか、それはいつも書いてますように、きちっと職があって安全なまち、安心していただける、そしてそれを支える財政基盤が健全であるまち。これまでの財政運営を見てますと、これは集中改革プランのときに申しあげましたように、余り収支を見ないで積んであった貯金をどんどん使いながら新しい投資をしてきている。中長期的な財政見通し、余り押さえられてなかった結果だと思っています。ですから、一昨年のリーマンショック以降の経済不況による税収減もありますが、それがなかったとしてもそのあたりの見通しは明らかではなかった。

これは一番わかりやすいのは水道会計を見ていただいたらわかりますね。経営の見通しもなくて、赤字を出して料金設定をするということで、じゃどこでどうするのか、そのベースにしても人口の総合計画のフレームという平成32年に5万9,000人あるという見込みのもとで料金設定あるいは設備投資がされているということですから、過去のことを言うよりは現状を押さえて、新たな展望を新しい総合計画の中で皆さん方と議論して明確にしていきたいと考えています。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 今度合併特例債を見込んで建設事業を進めてきたわけですが、三位一体改革で予想以上に交付税が削減されて、借金が増加したという自治体があったということを情報を得ていますが、当時の状況はいかがでしょうか。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 交付税総額では、いわゆる小泉改革のときに減らされていますけれども、昨年度政権がかわってまた戻されてますので、現状で言えば交付税総額は減られる前の状態に復しています。

ただ、交付税につきましては、まちの自主財源、税収状況によって交付・不交付があり



ますから、野洲市に限って言えば、むしろ悪くはなっていないという結果かなというふう  
に思います。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） ちょっと1つ提案をさせていただきますが、昭和の大合併にお  
いては、合併の検証する研究がほとんど合併後5年以内に発表されている事実がございま  
す。このことは合併して5年を過ぎると、その後の変化が合併による影響なのかどうか、  
この判別しにくくなりますので、その時期に合併の検証が行われないと将来の検証がしに  
くくなると言われております。このことにかんがみまして、合併の検証作業を行うことを  
提言いたしますが、市長、いかがですか。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 検証につきましては、先ほど申し上げたように、合併時に本当に  
課題がきちっと押さえられていたのかどうか、三和議員も先ほどお話しになられたように、  
全体の行財政経費の縮減ということで、特例債等の制度を設けて国主導の合併でしたね。  
ですから、すべて洗い直してどうのこうのというよりは、私はさっき申し上げたように、  
新たな状況の中でどういうまちづくりをしていくかという作業のほうにいろんな資源、エ  
ネルギー、労役を持っていったほうがいいかなと思ってます。

といいますのは、これもいつも言っていますように、クリーンセンターの課題をどうす  
るかとかというのは、合併のときに全く議論されていませんでした。それとか庁舎につい  
ても、私は集中改革プランのときに申し上げたように、今回はここに統合しましたけども、  
2つのまちが合併してでき上がったまちの庁舎として、この位置がいいとは思っていませ  
ん。

本当ですと、1つの庁舎で、これだけコンパクトなまとまりのいいまちですから、新た  
な庁舎をどこにするんだという議論の中で、仮にどちらかに統合あるいは分割もいいんで  
しょうけども、将来構想として都市マスタープランを押さえたり、あるいは土地の用途も押さ  
えた上で、野洲の中心はどこという議論があってしかるべきですが、余りそれもされてな  
いんです。ですから、今回分庁舎の統合でもいろいろご心配をいただいているわけですが、  
そういうことを含めて今回の総合計画でできるだけ議論したいと思ってます。かなり抜け  
ている部分があったと思います。

ですから、それを功罪まで拾い上げていくのがいいのかどうか。幸い、これは景気の場合  
はすべて割合景況感というのは消費者に聞いてみたり、経営者に聞いてみて、どうです

かというのと一緒に、さっき申し上げたように、いろんな市民の方とお話ししても、困ったことやった、失敗やったという声は聞いてませんので、そういうレベルの、いいかげんじゃなしに、そういう課題の中で、むしろ合併の功罪よりはいっぱい課題はあると思っています。だから、そういうまちの課題として位置づけて対策を考える、あるいは施策展開を考えたほうが効果的ではないかなと、功罪という議論でやるよりはというふうに私は思っております。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 今はそういう検証作業を行う以前に問題があるという答弁だったというふうに思いますけれども、市民の皆さんからしますと、やはりけじめのところで市としては合併して5年になったところで、こういうふうな今状況だという検証作業で市民に知らせるべきというふうに私は考えますが、市長、またそこは検討してください。これ以上はもう結構です。

ただ、野洲市の誕生の軌跡と、これは記録が誕生したときに残っているんですよ。これを10年後にするのかというよりは、やはり小まめに市民に知らせて、そんな大がかりなものでなくて、小冊子程度でこれを残すということを私は一応提言させていただきます。

次に、合併後の平成19年3月に策定されました第一次野洲市総合計画との現状には、これは市長の答弁も今お聞きしておりますと、市長の施政方針、また私たちの野洲ネットの代表質問にも、この乖離や見直しの必要性が伺われます。総合計画については、これは議会も特別委員会を設置されたところですが、当市の現状と総合計画との整合性の具体についてお尋ねいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 総合計画、現状の相違あるいは乖離の部分の問いかけですが、一番違ってきているのは、先ほど申し上げましたように人口の伸びですね。

ただ、年次的にどうという数値が出てませんから、平成32年にいきなりぼんと5万9,000人に行くことがないとは言えないけれども、それではまちの教育ですとか福祉、医療サービスが追いつきませんから、そういう意味では徐々にふえていくというのが理想ですから、それからすると数値が合っていない。

それは、もう一つ違っているのは、ベースになるのは、先ほども人口がふえるべきだとおっしゃいましたが、福祉医療だけで人口がふえるものではなくて、今急激にふえているのは、本当に日本で見ても守山市と草津市が非常にふえている、異常なぐらいにふ

えています。なぜ、ふえているかという、便利だとか開発余地があるわけでした、野洲の場合は都市計画のマスタープランと表との見直しが合致してません。市街化区域にしようという候補地が7カ所、8カ所もありながら、一切市街化区域になっていません。そういった土地利用面での問題が次に整合性がとれてない部分かなというふうに思いますし、あと基本計画の面で見ますと、地域の要望をすべて取り込んだと。これはいたし方ない面があるんですが、総花的になってはいますが、余りそこがきちっと、具体的に計画でありながら余りにも盛りだくさんですから、実現がされている部分が少ないと思っています。

そのあたりが課題かなと思っています。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 野洲市の将来的な発展のためには、先ほどから市長も税収の改善策、人口の増加策、市街化区域の整備、あとインフラ制度等などの展望や提案が早急に求められるというふうに私も思いますし、この総合計画の見直し、これはちょっと以前に聞いたかもわからないんですけど、その手法とスケジュールをもう一度確認のためにお願ひいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 総合計画の見直し、今年度から着手をしまして、最終的には2年間をかけようと思っていますので、議決をいただくことになりましたら、今年度は議決ということはありませぬので、来年度のどこかで議決がいただけるようなスケジュールにしたいと思っています。

策定については、現状をきちっと把握し、かつ市民の方々のいろんなご意見をいただき、それも個々の市民の方だけじゃなし、地域といいますか学区あるいは自治会の意見なんかもいただきたいと思っていますので、今年度データを押さえた段階でそれをお示ししながら自治会あるいは市民の方との話し合いをしたいと思っています。これにつきましても、地域の課題と分野ごとの課題は両方整理しないといけないと思っていますので、教育とか福祉とか産業とか、そして地域の包括的な課題という2本立てでの議論を進めたいと思っています。そういう形で2年間といいますか、実質1年半ぐらいをかけて計画策定に持っていきたいと思っています。

ただ、一つ懸念をしておりますのは、結果として今回通らないかもわかりませんが、地方自治法が改正されて、2条で定められている構想の策定義務ですね。市町村は基本的な構想を策定することになってはいますが、それが排された場合、制度担保をするのか、単

に議会で議決すると決めていただくだけでいいのか、総合計画の仕組み自体を市民の皆さんのご了解がいただけるような形の制度、条例等の検討をあわせてしないといけないと思っています。

ただ、そこで課題になるのが、まちづくり基本条例という名前で条例を既に私どもは持っておりますけれども、いわゆる自治基本条例という分野が近年ありまして、まちによっては自治基本条例という形でまちの根幹の条例を定めてますが、条例によっては総合計画のあり方、市民の仕方、市民参画を定めていますが、野洲市の場合は市民参画条例みたいな形のまちづくり基本条例になっています。そのとの整合性をどうするか、今あわせて検討中ですので、またいろいろご議論を賜ればというふうに考えております。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 合併自治体は合併後10年から15年を過ぎますと、普通交付税の縮減により財政が極めて厳しくなりますよね。

これは山梨県の峡西の場合ですが、合併前の普通交付税合計額が90億円、1年から10年目、算定外が40億円をプラスして普通交付税は合併前と同じ90億円。11年から15年目が均等に減少なら年に8億円。これは40億円割る5なのですけれども、それずつ減少していると。16年以降は50億円となって、厳しい交付税額になるということですが、当市の現状、共済、今は市の例を挙げましたけども、1年から10年目、11年から15年目、16年目以降の当市の交付税のシミュレーションをすればどのような数値になるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 交付税の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

交付税につきましては、経済状況によって税収が変わってきますから交付がない場合もありますし、10億円を超える場合もありますので、社会状況、経済状況によって変わりますが、現行の中で見ますと、まず過去の交付税の金額は、合併特例措置（合併算定替）によりまして、合併後の5年間で総額約47億円の優遇措置を受けてます。今年度当初予算でも、確定はしておりませんが、16億円見込んでおります。

この後につきましては、今もご指摘になられましたけれども、合併後10年間は100%の措置でありますけれども、11年目には90%、12年目には70%、13年目には50%、14年目には30%、15年目には10%と段階的に縮小がされます。合併後15年を経過しますと特例期間は終了して、本来の算定（一本算定）となります。

これを本市の今後のシミュレーションをいたしますと、経済情勢を今と同じような助教で見ますと、合併後11年目となる平成27年度に約14億円、以後、平成31年度までの5年間にかけて、この金額から段階的にさき申し上げた比率で縮小していくと見通しております。

平成32年度には、野洲市としての交付は一本算定となります。その額は約9億円程度と試算されまして、制度的には議員ご指摘のように合併後10年から15年を経過しますと交付額は大きく減額していくということになると思っております。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 当市の交付税は今、段階的に交付が下がっていているということですね。10年から15年、10年目から15年にかけて。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、10年目までは同じですけども、そこから下がっていくと。11年目からは下がっていきます。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） そうすると、今も答弁ございましたけども、さらに厳しい財政運営が迫られるような状況下というふうに懸念されるわけです。この15年先になりますと、私たち議員もどのぐらいここにいるかどうかわかりませんし、執行部の皆さんもどなたがおられるか、その辺ちょっとわからないんですが、私はこの15年後、わからないでしょうけども、その対応を今から市長、財政健全化集中改革プランの中でしっかり行動されている活動的などころを見ておりますので、これ手がけておかないと私は、みんなそんなんですけど、私たちは未来の子どもたちに借金を起こさないという形で今、政治感覚を持って行動しておりますので、その観点におきまして今後の行政運営においてどのように対処されるのかお伺いしておきます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 確かに、単純にこのまま推移していくしか、変わっていくしか情報が今ないですからそういうお答えをしましたけれども、まちづくりというのは交付税をねらって財政運営するものではありませんでして、基本的には交付がない形で自主的な財源が賄える形であるべきだと思っております。国家財政、そこから交付税とか、あるいは交付金、いろんな制度で支援されていますけれども、本来国が持つべきものが市町に来る。例えば、義務教育の施設等は、これはやはり国で一元化あるいは教職員の手当を今どうす

るか議論がありますけれども、やはり国として最低限標準化すべきものについては国から来ますが、交付税というのは格差がある場合に来るもので、力強い財政運営あるいは地域づくりがあった場合、合併があろうがなかろうが当然これは額が減ってきます。

だから、今のご質問で聞くと、何か交付税をねらってまちづくりをせよというようなご質問に聞こえるんです。ですから、今の厳しい状況が続くと考えたときに、単純に交付税が減れば、これは市民サービスに割く、充当する財源が減ります。それに備えるということとは必要ですけれども、むしろそれよりは打って出て地域が活性化し、市民の所得も上がり、あるいは土地利用も今より進んで固定資産税も市民の方も受益を受けられて、かつ固定資産税もいただけるというまちづくりの中で総合的に交付税を考えるべきでして、特例の率が減るからどうのこうのということに主眼を置いて運営すべきではないというふうに思っておりますので、今のところ、減るけれどどうするかと、じゃ福祉を切り詰めるのか、あるいは公共工事を減らしていくのかという議論に至るものではなくて、もう少し総合的に、さっき申し上げた総合計画の中で、まさに考えていくべきものだというふうに考えております。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） かなり交付税に頼らない自主財源に力を注いで頑張るという今、市長の強い答弁をお聞きいたしましたので、未来の子どもたちもこれで安心して野洲市に住み続けると思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩をいたします。再開を1時よりいたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

次に、通告第12号 第12番、田中良隆君。

○12番（田中良隆君） 質問の順番も議席も12番の田中良隆でございます。遊休資産の処分とその運用について質問をしたいと思います。

財政健全化集中改革プランでは、遊休資産を処分して2年で3億円の処分、その収入を見込んでおります。実際今年度の一般会計予算にも8,800万円の収入見込みが計上されております。ということは、来年度23年度は2億1,000万円以上の処分をするという計画ということが、そうなるわけですが、2年間で3億円の処分というのは3億円の

遊休資産の売却というのは可能なのか、その具体的な計画を説明願いたいと思います。また、現在市全体として遊休資産がどれだけあるのか、それらの管理については問題はないのか、できればわかりやすい資料で示していただきたいと思います。また一方、市は平成18年度に策定されました財政健全化計画に基づきまして、平成19年度4,850万円、20年度3,526万円を、その遊休資産売り払いをされました。昨年3月議会の一般質問の答弁で、平成21年度、昨年度ですが、売却可能な遊休地が6自治会に9カ所、13筆9,900平米あり、これらは地元の自治会にも声をかけ、透明性、公開性に配慮して公募対応するとしまして、5,078万円の収入予算を計上されておりました。もう平成21年度の決算も締めたところでございますが、その結果はどうなったのかということもあわせて質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、田中議員の遊休資産の処分の運用についてのご質問にお答えをしたいと思います。

第1点目の財政健全化集中改革プランの中で、遊休資産を処分し2年間で3億円の収入を見込む計画についてでございますが、今年度については4カ所5筆の市有地の売却を予定し、8,800万円の収入を見込んでおります。

また、来年度以降の売却に向けまして、官民境界の確定業務や測量等の実施も計画しております。

来年度につきましては、境界等が確定する予定であります土地6カ所9筆を売却していく計画でございます。

なお、官民境界や測量を進めていく中で、隣接所有者との協議等が必要であることなど、課題もありますが、2年間で3億円の収入の達成を目指していきたいと考えております。

なお、土地開発基金で取得したままの土地がありますが、これらの土地についても、今後、基金からの買い戻しをしまして普通財産にした上で売却をしていこうとすると、現在の土地の実勢価格からすると損失が生じますが、今後も土地の価格が上昇する見込みもなく、いたずらに市の維持管理負担が続くだけでありますので、市民のご理解を得ながら売却の方向で進めていきたいと考えております。

第2点目の市全体の遊休資産がどれくらいあるのか。また、管理についてのご質問であります。現在の財産台帳が決して十分とは言えません。そういう状況であること、行政

目的が明確でない土地であるにもかかわらず、普通財産への移行がされていなくて、行政財産扱いとなっているなど問題もあり、整理ができていない状況も実態としてございます。

引き続き調査をいたしまして把握に努めてまいります。少なくとも総務課が把握している普通財産で、現時点で売却できる土地につきましては、13カ所24筆、約1万1,636平米であります。

なお、資料につきましては後ほど公開をしていきたいというふうに思います。

さらに、それらの管理であります。除草作業のことになります。年3回から4回実施をいたしております。うち1回はシルバー人材センターに委託をしております。残り状況を見ながら職員で実施をしているという現状でございます。

第3点目の平成21年度の結果でございますが、当初予算額5,078万円に対しまして、市役所前でございますが、市営住宅跡地を公募で売却いたしました1件と、法定外公共物、いわゆる里道・水路でございますが、などの売却6件で、決算額は1億4,203万9,000円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 田中良隆君。

○12番（田中良隆君） ありがとうございます。昨年度、平成21年度の実績とすると、なかなかいい数字の回答がございました。そんな調子で頑張っていたかと思えます。

ただ、今この答弁を聞いてましておかしいというのか、何かすかつししないところが今の回答の中で、少なくとも総務課が把握している普通財産云々と、そんな言い方をされましたが、何かその辺、総務課以外にも都市建設部だとか、あるいは教育委員会の部局だとかその辺が管理しているようなところがその辺、普通財産として、その辺が何かもうちょっと回答もすかつししないような気がしますし、それと今、売るなら売れるところ13カ所という話がありました。ことし、今年度4カ所売って、来年は6カ所計画ということは、あと3カ所は翌年度、翌年度以降に売るつもりなのかということも確認をしておきたいと思えます。

それはそれとしまして、実は今朝、マイアミ浜の湖周道路を走ってまして、いつも平成16年10月の合併以降、初めての予算のときも私も何回か質問したことがあるんですが、湖岸の24反、2.4ヘクタールの土地ですね。あそこに100数十万円の草刈り賃を払って、放ったらかしにしてあるということで、今回のここでやっぱりもう一度何と



かしないといかんの違うかと思って、きょうたまたま通りました。恐らくあれは3分の1か……だと思いますが、きのうかおとといぐらいに……なされていました。きちっと畝が立っておりました。それはもともと140万、50万円草刈りに掛けるのであれば、100万あれば、菜の花を咲かして、ヒマワリ咲かして、コスモス咲かして、そういうことですますと提案をしてきたわけですが、100%のそういう対応ではないかもわかりませんが、たちまち畝が立っているということは、何か植えられるのかなという気がしますし、その辺ちょっとどうなっているのか教えていただきたいなと思います。

それと今、給食センターも野洲と中主と両方とありますね。野洲のほうは建物そのものは壊されたそうですが、その跡地あるいは建物も含めてどう活用されるのかということも確認したいと思いますし、有隣館も3反の道端に大きい土地を買って今は草だらけ、草刈りだけしている状態ですが、それについてもこれからどういう方向に持っていかれるのかを確認したいと思います。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、田中議員の再質問にお答えしたいと思います。まず、コスモス件でございますが、観光物産協会のほうでコスモスを植えておられるんではないかというふうに。ちょっとこれは確認を要しますが。

それと、まず有隣館のために取得した土地の件でございますが、ご承知のとおり、有隣館の場所につきましては、既存の公園のところへ今の施設を壊して建てるということになってございます。これはご承知のとおりですけども。取得しました土地につきましては、新有隣館の附帯設備といたしまして、広域的に有隣館、取り組んでいただきます事業の補助駐車場、事業を行うときの補助駐車場として利用することとしてございます。

なお、いろんな地域での行事あるいは特にグランドゴルフとかそういうのがあるのですが、そういう一時的な利用も可能だというふうには考えております。

それと、旧の中主の給食センターのことでございますが、あの地域につきましては、ご承知のとおり、調整区域でございます。そういうことで、かなり利用形態が大きく制限されると思います。しかしながら、市の基本的な考え方は売却の方向ということで考えてもございますが、今言いましたように、いろんな利用形態が制限されますことから、十分な処分の取り扱いについては検討が必要ではないかというふうに考えてございます。

それと、財産管理の件で冒頭の回答で口幅ったいといひますか、そういう回答でしたけ

ど、実は財産には行政財産、普通財産ということであるわけですが、総務課では実態的には普通財産の管理をさせていただいていると。いわゆる行政財産の用がなくなった場合、その部署から引き継ぎを受けまして総務課で普通財産として引き受けるわけですが。

そういうことで、実態的には先ほどの1回目の答弁にありましたとおり、そこがなかなか実態的につかめてないといえますか、そういう部分がございますので各部署の協力もいただきまして調査を実施して、行政的目的がなくなっている土地等の洗い出しをしまして、財産台帳の整備をしていくという必要がある、あるいは把握していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それともう一点、売却で平成22年度、先ほどの答弁では4カ所5筆、そして23年度は13カ所24筆というふうに申し上げたというふうに思います。把握できている土地は、済みません、13カ所24筆。実際は、平成23年度の売却は6カ所9筆でございますが、その差があるということなんですけども、これも先ほど言いましたとおり、現況等を把握していく中で官民の問題ですとかそういうことも含めましてすべて測量等して売却できるかということもございますので、実際の売却予定は6カ所の9筆ということにしておるといってございまして、ご理解いただきたいといたします。

○議長（鈴木市朗君） 田中良隆君。

○12番（田中良隆君） 何かもう一つぴりっとしない話だったのですが、有隣館のあそこもあれだけの広い駐車場、補助の駐車場が要るのかというのは別としまして、たちまち今は草わらで、これからまた草だけで常時、ある程度職員がやるのか、シルバーをお願いをして多少コストをかけるのか別としまして、マイアミのあそこにコスモスという話だったのですが、ああいうようにしてあそこかでもともと農地なんですからトラクターが行ったか何問題ありませんから、たちまち今一月、二月の間に埋め立てしてどうこうというような話であれば別ですが、そうでなければ多分種代、3万、4万円ぐらいで全面にコスモスの花を咲かせられると思います。そういうような対応が私は必要だと思いますので、その辺どう考えられるのかをお聞きしたいと思います。

それと、遊休資産ということになりますと、一番大きな遊休資産というのは、恐らくはこれからは分庁舎になると思いますが、もともとこの22年度中にプランを考えてということでしたから、質問ということではありませんが、今現在、何かそういう見える方向でも具体的に動きがあったのであれば、教えていただきたいといたします。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、有隣館の関係の駐車場の件でございます。補助駐車場ということでございますが、実はこのことにつきましては、22年度の事故繰り越しというようなことで、造成費について予算も計上しております。したがって、新有隣館の建設をあわせまして、今年度中の完成を目指しておりますので、よろしくお答えをしたいと思います。

それと分庁舎の活用でございます。これにつきましては、今総務課のほうで検討委員会を立ち上げるべく、今準備をしております。もう近々に立ち上げなあかんところなんです。市長のほうからも指示も受けてますし、ちょっとおくれ気味になってございます。先ほど田中議員おっしゃいましたとおり、今年中には方向性を出すということも入れてございますので、その予定で進めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第13号、第15番、西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 15番、西本俊吉でございます。今議会のまた最終一般質問者となりました。関係者の皆さんにはちょっとお疲れも出ているかもわかりませんが、しっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日は、私はこの場では余りどちらかというところと触れられていない部分なんですけれども、市の監査体制の基本的にはさらなる充実をしていく必要があるんじゃないかという認識に立って、私は質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、その任に当たっておられます合併後、ずっと監査委員、変わってはおりませんが、その時点でのそれぞれの監査委員さんに対しましては、やはりいろいろと事情、またはいろいろな見識を持って監査に臨んでいただき、今日までその職務をこなしてこられたということに関しては、冒頭敬意をあわせておきたいと思っております。

さて、合併前は当然ながら2町でそれぞれ2名の4名いたわけですが、先ほど午前中のスケールメリットという部分があったんですけど、それを引用するならば、合併後、監査委員は地方自治法等の定めにより、その規模によってその定数が定められております。改正前の合併当初のあれでいきますと、本市の場合に適用しますと2名ないし3名ということになっております。

平成18年に内容改正がありまして2名が定数となり、必要に応じて3名になってもいいという、ちょっとだだし書きの表現が変わっておりますけれども、我々は今日のように非常に財政厳しい中、行政は集中改革プランという1つの大きな市民に対する提案をされ、そして受益者負担とかまたサービスとか極力低下が来ないように防御していただきながらも、やはり市民としてはある季節でいきますと冬じゃないかなと。きょうは暑いんですけども、忍耐を持って次の行政展望を夢見る、そんなスタンスじゃないかと思います。私自身もどちらかというと、もっとやれもっとやれという議会の議員の立場というものを考えたときに、言うならばものをつくれというようなことはなるべく控えなあかな自戒もやっているんですけども、そういう意味におきまして今日までの監査体制に対して、まず事務局にお尋ねいたします。

現在、行われている監査体制につきましては、その監査という立場の考えとして、この野洲市の現在の監査状況、またはどこまでいろいろやられているか、その辺についてまずは事務局として監査体制について十分な機能を果たしているか、もっとやらなければならないという意識であるか、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（鈴木市朗君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（市田新一君） ただいま西本議員の現状の監査方法というふうなことでお尋ねがあったと思います。そして、もっとやらなければならないのかというようなご質問でございます。

まず最初に、現状の監査方法につきましてご説明させていただきますと、まず監査につきましては公正で合理的、あるいはまた費用対効果などを主眼に置きまして、行政組織の全課、44課ほどあるわけなんですけども、その課を対象に出納事務あるいは事務事業というようなことで監査しておるところでございます。そして、その監査の問題あるいは是正する必要があれば、各部長を通じて担当課のほうに適正執行されるように通知しているところでございます。

それもう1点、もっと監査をしなければならないのかというふうなことでございました。これにつきましては、県内の他市の状況を見ていますと、私のところも他市を参考にしながら監査を進めておりますので、十分とは言えませんが、この方法で今後も進めていきたいなど、このように思っているところでございます。

○議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 今のお言葉の中で他市の状況等を見ながら、十分とは言えない

かもわからんけれども頑張っていると、そういう趣旨のご発言であったように思います。私は今日立派な市長を迎えて行政力、十分発揮していただいている中で、その行政部局だけが一生懸命やる、言うならば議論の中に我々も当然いろんなご意見等を申し上げてきているわけなんですけれども、その結果としていろいろ行政執行をなされます。また、今日まで今までがこうやったからということで流されがちな部分で、まだまだ改革、視点的には改革的な方向づけというものも今後必要な部分も残っていると思います。

その辺につきまして、監査委員というのはややもしますと会計帳簿等を重点的に見られておりますけれども、本市の現在2名の会計監査委員さん、監査報告そのものは年に1回この場でやればよいということになっているようですけれども、その機密な監査というところにつきまして、事務局も非常に専門職としての立場を貫いていただいているとは思いますが、言うなれば市の部局より出向した身内であります。その辺でどうしてもやはり甘さというものも残っているんじゃないかな、節々にそういう感じるケースも今日までございました。

1つには、いろんなことを出しますと質問観点からそれていきますけれども、やはり1つの事業、何年かたったときに原価計算で当初の原価から比べて最終年度は6倍もかかったと。私はその後、外部にこれだけかかったのこれでええのと、言うなれば専門家に私なりに聞きましたら、トンネルでも掘ったんですかというふうに言われました。それぐらい言うなれば、そのときに一般的に考えて値上がりがきつかったということもあります。

また、土地の売却等に当たりましての言うならば適切な価格であるかどうかということも、そのことは議論してても監査としての立場でこれは適正な価格で売却されたということになっていきますけれども、果たしてそうであったか、監査委員としての独自の立場からの行政に対する思い、そういうものが十分出てなかったように思います。

こういうようなことを考えてまいりますと、やはりしっかりとした監査体制は市民にとって利益を生む、公正・公平、そして透明性のある監査というものが大事だと思います。そういうところで今日的に議会そのものもいろいろ改革を加えながら、新しい議会を目指しております。行政もやはり新しい市長も既に2年近くなりますけれども前任者に引き続いていろいろと厳しい財政の中、ご苦労いただいております。そういうことを考え合わせれば、もう一味出そうと思ったら、ここの監査委員会のあり方というものをどうしても機能をさらに充実させて、そしていわば外部のプロパーの方々等の監査を受け、そしてもっと小まめに現場にも足を運んでもらい、そして単年度、単年度の監査のみならず、1つの

事業についてのスケールの長い結果についての監査、それからまたは行政に対する監査と行政が事業的にいろんなところに出している公金、これらに対する監査、もっと私から見れば、監査委員会の事務局そのものへは私は行っておりませんが、もう少し具体的にきちっとしたいわば行政に対しても提言のできる監査体制というものは必要じゃないかと思えます。

これに対して事務局としてどういうふうにお考えにいただいているか、ご答弁願います。

○議長（鈴木市朗君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（市田新一君） 先ほどのご質問の中で、監査委員については帳簿中心というようなことで見られているのではないかというようなご質問でしたですが、書類等の検査等につきましては、事務局のほうで職員の中で帳簿等を見ておるところでございます。

しかし、監査委員さんにおかれましては、今まで培われておられます見識、社会的な経験も踏まえて、建設的というんですか、そういう方向で各課でご指導いただいているというふうなことで、いろんな多方面の方向で監査委員さんについては、ご意見を伺ってご指導をいただいております。

そして、最後のほうには現場にも足を運んでというふうなこともございましたが、工事監査というふうなこともやっております。それにつきましては大阪のほうから専門的な知識を持った方を送っていただいているんですけども、それは監査委員さんも同席して、足を運んでいただいて現場も合わせて見ていただいているというふうな状況でございます。

そのほか、幾つか土地の売却とかいろいろあったわけですが、その件につきましても、一応監査事務局といたしましては書類審査の中で鑑定評価という事務处理的な手続はできていたというふうなことから、総合的に見まして土地の売却は手続上は了というふうな格好で判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 事務局としての思い、これ以上出せというほうが無理かも知れませんが、私は正直申し上げて、もっと第三者による外部監査、これらも含めて今後公金の取り扱い、さらに行政の事務事業の執行状況についてはきちっとガラス張りの監査を受ける必要があるんじゃないかと。それによって、そういう中から自然と無駄と

いうものを排することも可能であると思います。そういうことで、一応定例的にいわばやって、そして事なきを得ている。だから、監査は十分だという概念的なものを取り除いて、何かないかともっと厳しい態度で監査に臨まれる必要も場合によっては起っているんじゃないかなという考えてを持っております。そういうところから今後監査委員会の機能強化を何とか委員会からひとつ求められる、そういう方向性も持っていただければなと思います。

それと、これはあくまでも自治法等に基づくだけの監査報告なり、それから各委員会等に監査結果の報告、またはそれに基づくいろんな関係を監査委員が求められる場合もあるわけですがけれども、その公表ももちろん法的には求められております。そういうところで、私は行政としての会計決算なりそういうものが一定市民の機関紙でありますところに載っておりますけれども、少なくともやはり監査結果の公表というところでは公文書の掲示板、ここでの報告、各委員会への報告、そこでとどまっているような感じもしますので、もっと市民に対しても監査委員会という立場からの報告、結果はこうでした、今年度は事務处理的にはこういうところでしたけども、こういうところに問題がありましたといくぐらいの、いわば行政に対する提言そのものも監査委員さんそれぞれの意見等も盛り込んだものも場合によっては市民に公表する、これが本当の意味でのガラス張りやと思います。

だから、そういう意味におきまして、今後報道、そういう機関に対しての結果、または監査委員さん独自のやられる出納監査、行政監査、事業監査、それぞれに基づいての公表というものについては、市民にやはりいろんな形で例えば一つのとじものがあれば、少なくとも各コミセンにそういうものを置いておくとかいろんな方法で。これは法的に義務づけられているというわけではないんですけれども、市民に対する開かれた行政の一環としては私は大事なことやないかと思います。そういう意味で事務局、いかがお考えですか。

○議長（鈴木市朗君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（市田新一君） まず、第1点目に外部監査の必要性というふうなことでお話しただけかと思います。

外部監査については監査機能の独立性あるいは専門性を強化していくというようなことで認識はしているのですけれども、やはりその。

（発言する者あり）

○監査委員事務局長（市田新一君） 監査結果の広報というふうなことでご質問があった

と思います。それにつきましては、今お話しいただきましたように、掲示板なり情報公開コーナーというふうなところで啓示しているのですけれども、やはり市民にも開かれた行政というふうなことをご指摘いただいておりますので、今後は広報紙あるいはまたホームページ等を通じて、できるような方向を検討していきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 一応、私の望む方向というのは十分ではないですけれども、いわば監査機能というんですか、監査体制の充実そのものについての一定の否定的でない、いわばもっとしっかりとやっていくという方向も出ているかなというふうにニュアンス的に受けとめております。

そしてまた、いわゆる結果の公表についても今おっしゃられたように、広報等を通じてということで一歩前進かなというふうに思います。

そういうところで、私は問題は一つは外部の専門家についての部分なんですけれども、滋賀県では余りまだ例が見られておりませんが、公平さとかいろんなものを求められるときには、やっぱりプロパーを入れてやることも大事やと思います。監査委員会はもとより、行政自体もいわば内々の雰囲気から一歩外へ出たという監査制度も取り入れるという方向で今後ご検討いただけるように、一応私の提言といたしまして質問を終わります。

○議長（鈴木市朗君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明12日から6月17日の6日間は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、明12日から6月17日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月18日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午後1時38分 散会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年6月11日

野洲市議会議長                    鈴木市朗

署名議員                        市木一郎

署名議員                        坂口哲哉